

第3次新発田市環境基本計画

【令和8年度 ▶ 令和14年度】

素案

令和8年3月

新発田市

目次

第1章	計画の基本的事項.....	1
第1節	計画策定の背景及び目的.....	1
第2節	計画の位置づけ.....	1
第3節	計画の期間.....	2
第4節	計画の対象範囲.....	2
1	対象とする環境分野.....	2
2	対象とする環境影響.....	2
3	対象とする主体.....	2
第2章	環境に関する国内外の動向.....	3
第1節	地球温暖化に伴う気候変動問題.....	3
第2節	資源循環と海洋プラスチック問題.....	4
第3節	生物多様性の危機.....	5
第4節	持続可能な開発目標とウェルビーイングの実現.....	5
第3章	本市の地域特性と環境の課題.....	7
第1節	本市の自然的・社会的条件.....	7
1	地勢.....	7
2	気象.....	8
3	人口・世帯数.....	9
4	産業.....	10
5	市民経済.....	11
第2節	本市における環境の現状と課題.....	12
1	第2次計画の評価と課題.....	12
2	脱炭素社会の実現.....	19
3	気候変動への適応.....	21
4	ごみの削減とリサイクルの推進.....	22
5	有害鳥獣被害対策.....	23
6	市民・事業者アンケート結果に基づく評価と課題.....	24
7	環境の課題と今後の取組の方向性.....	29
第4章	計画の基本理念と施策の体系.....	30
第1節	計画の基本理念.....	30
第2節	望ましい環境像.....	30
第3節	重点施策.....	32
第4節	施策の体系.....	32
第5章	望ましい環境像の実現に向けた方針.....	34
第1節	施策の基本的な考え方.....	34
第2節	各長期目標の実現に向けた施策.....	34
1	脱炭素のまち.....	34

2	資源循環のまち.....	38
3	自然と共生するまち.....	41
4	快適に生活できるまち.....	44
5	魅力的で心豊かに暮らせるまち.....	47
第6章	市民・事業者の行動指針.....	51
第1節	市民の行動指針.....	52
第2節	事業者の行動指針.....	53
第7章	計画の推進体制.....	54
第1節	推進体制.....	54
第2節	進行管理.....	55
資料編	56

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景及び目的

新発田市環境基本計画は（以下、「本計画」という）は、平成13年度に制定された新発田市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方針や目標を定めるものです。

平成15年度に第1次計画を、平成28年度に第2次計画を策定、その後、令和3年6月の「新発田市ゼロカーボンシティ宣言」を受け、また令和6年3月の新たな「新発田市まちづくり総合計画」の策定を見越し、令和4年6月にこれらと整合を図るために見直しを行いました。

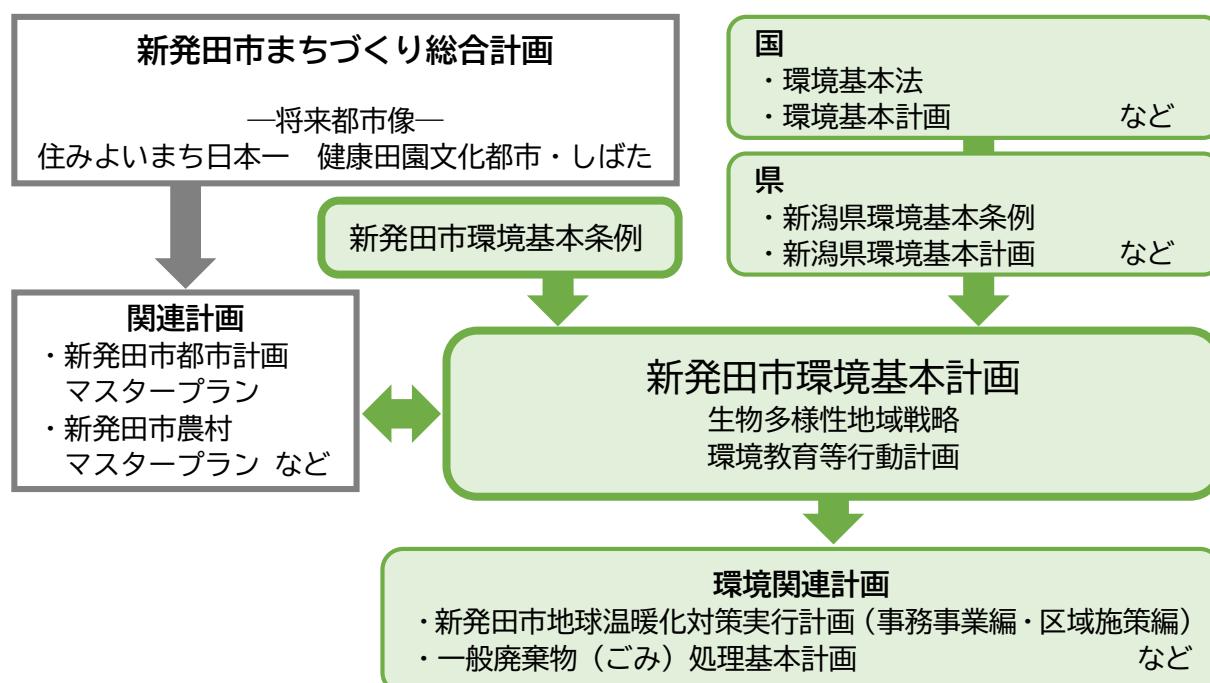
その後も、本市を取り巻く環境情勢は絶えず変化しています。特に昨今は、環境施策の推進に加え、経済や地域社会の課題を同時に解決し、相乗効果（シナジー）を生み出しながら、「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現を図ることが重要になっています。そこで、市民の行動変容や満足度の向上、事業者の持続的な経済成長、地域社会の発展を視野に入れ、環境の視点を基盤とした多面的な取組を進める必要があります。

こうした環境に関する取組を、市民・事業者・行政が協働して進めることで、新発田市まちづくり総合計画で示す将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現を目指します。この目的のもと、第3次計画を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、新発田市環境基本条例において策定が定められた、当市における環境施策の基本的な計画であり、施策推進の指針となるものです。策定にあたっては、国・県の環境基本計画、新発田市まちづくり総合計画、及び市の関連計画との整合を図っています。

なお、本計画には、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」及び、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境教育等行動計画」を包含し、地域の自然環境の保全や市民の環境意識の向上に資する取組を一体的に推進することとしています。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。ただし、「新発田市まちづくり総合計画」の見直しや新たな環境問題及び経済社会情勢の変化に適切に対応するため、令和11年度に中間見直しを行うほか、必要に応じて適宜変更するものとします。

計画＼年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
新発田市まちづくり 総合計画										
					計画期間 8年間					
第3次新発田市環境 基本計画			第2次計画			計画期間 7年間				次期計画
										第4次 計画
										中間見直し

第4節 計画の対象範囲

1 対象とする環境分野

脱炭素のまち、資源循環のまち、自然と共生するまち、快適に生活できるまち、魅力的で心豊かに暮らせるまちの5つを対象とします。

環境分野	環境要素
脱炭素のまち	再エネ・省エネの推進、気候変動への適応
資源循環のまち	ごみの減量・資源循環、ごみの適正処理の推進
自然と共生するまち	自然環境の保全、生物多様性の保全
快適に生活できるまち	大気環境の保全、水環境の保全、地盤環境の保全、騒音・振動の防止
魅力的で心豊かに 暮らせるまち	身近な環境の保全、魅力的なまちの創造、協働による環境意識の醸成

2 対象とする環境影響

本計画は当市の環境保全を目的としたものであるため、対象は原則、市内の環境影響とします。ただし、広域または地球規模に及ぶ環境影響において、市内で取組が必要となるものについても、本計画の対象とします。



3 対象とする主体

新発田市環境基本条例に基づき、対象とする主体は市、事業者、市民とします。それぞれが役割を担いながら協働して地域の環境保全や改善に取り組みます。



第2章 環境に関する国内外の動向

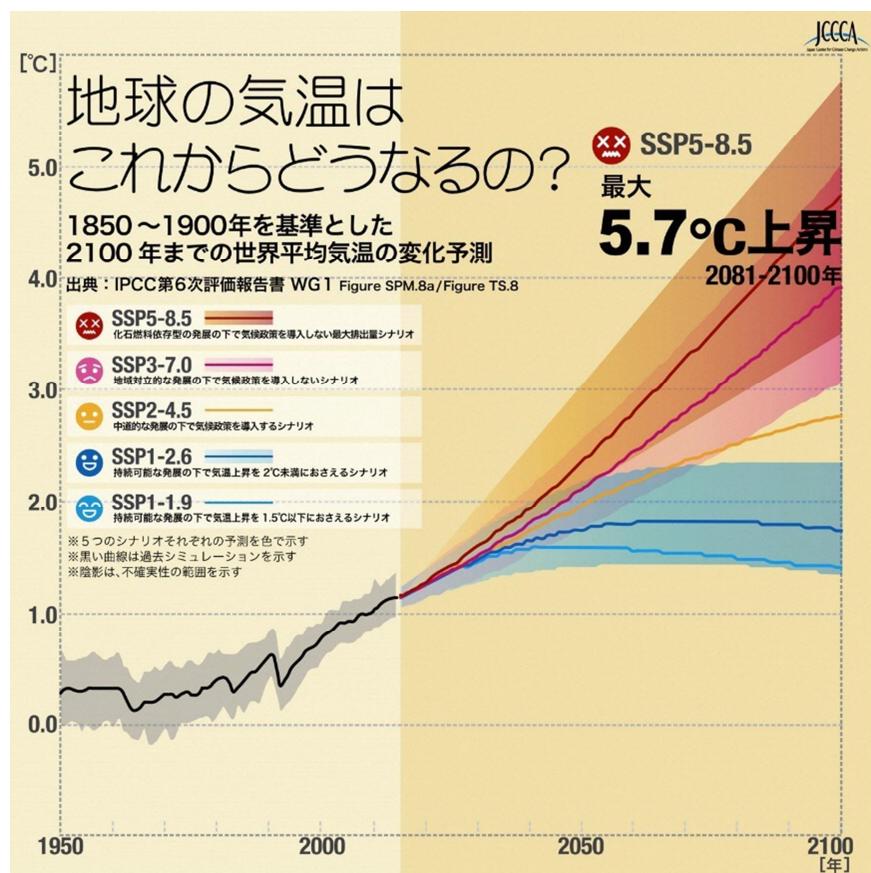
第1節 地球温暖化に伴う気候変動問題

産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料の使用が増えたことで、大気中の温室効果ガスが増加しています。その結果、世界の平均気温は産業革命前と比較して2020年までに1.1℃上昇しており、今もなお上昇が続いている。

今後も温室効果ガスを継続的に排出した場合、世界の平均気温は21世紀半ばまで上昇し続け、21世紀末には産業革命前と比較して最大で5.7℃上昇することが予測されています。また、気温が1.5℃上昇する場合と2℃上昇する場合では、生じる影響に大きな差があるとされています。

これを受け、世界の国々では気温上昇を1.5℃に抑制することが合意されましたが、今後10年間に温室効果ガスの排出量を急速かつ大幅に削減しない限り、世界の平均気温の上昇は1.5℃又は2℃に抑えられないことが予測されています。

なお、地球温暖化に伴う気候変動により、すでに食料不足や海面水位の上昇、異常気象や生物多様性への影響が生じています。さらに地球温暖化が進むと熱中症などの健康リスクや気象災害等のリスクがより高まります。



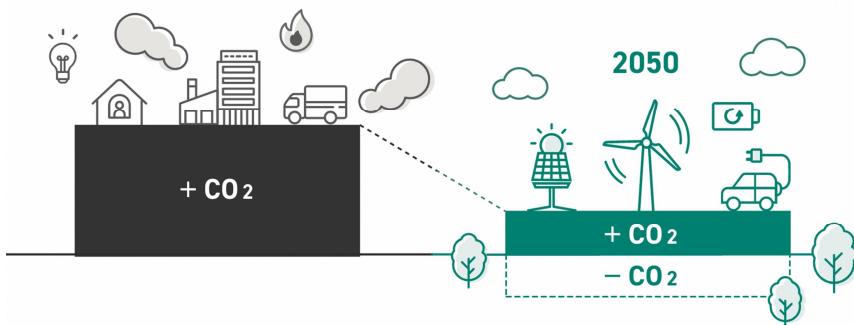
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)



こうした中、政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。2021年4月には、2050年カーボンニュートラルに向けて、「2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指す」という目標が発表されました。さらに、2025年2月には「2035年度に60%削減、2040年度には73%削減」という目標が示され、その実現に向けた新たな地球温暖化対策計画が策定されました。

また、2023年4月には気候変動適応法が改正され、熱中症の発生予防を強化する仕組みの創設などの措置が講じられ、熱中症対策の一層の推進が図られています。

こうした国の動向を受け、全国の各自治体においても、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や、気候変動への適応に向けた取組が進められています。



出典：環境省脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

第2節 資源循環と海洋プラスチック問題

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄を生み出すほか、天然資源の枯渇や大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、さまざまな環境問題を引き起こしています。環境問題が深刻化する中、原材料から製品を製造し、使用後に廃棄する一方通行型の経済活動から、持続可能な資源利用を目指す「資源循環型社会」への移行が世界的な潮流となっています。

日本では、2000年に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効果的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を目指すことが急務とされました。

特にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻な問題となっています。プラスチックは経済発展に貢献してきましたが、資源としての活用が進まず、毎年約800万トンが海洋に流出していると推計されています。2050年には、海洋中のプラスチックの重量が魚を上回ると予測されています。プラスチックは賢く付き合えば私たちに恩恵をもたらすものですが、資源循環の分野では、不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっています。海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

こうした状況を受け、世界各国は「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにする」というビジョンを共有し、国連主導でプラスチックのライフサイクル全体を対象とした国際的な対策の枠組みづくりが進められています。



日本では、2019年に3R+R e n e w a b l e（リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」が策定され、その後、2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行、製品プラスチックも含めた分別収集や再資源化の取組が全国的に広がりを見せてています。自治体や事業者による回収・リサイクル体制の整備が進み、従来「燃えるごみ」とされていた製品プラスチックも再資源化の対象として回収されるようになっています。

第3節 生物多様性の危機

近年、生物多様性の損失が進み、絶滅の危機にある野生生物が増加しています。人間活動が主な要因とされ、種の絶滅速度は自然状態の約100～1,000倍に達していると報告されています。

こうした状況を受け、世界では2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30 by 30目標」や、生物多様性の損失を止めて回復させる「ネイチャーポジティブ」が合意されました。

日本でも2022年に「30 by 30ロードマップ」が了承、2023年に「生物多様性国家戦略2023－2030」が策定され、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けて自然資本を活かす社会経済活動の推進が示されています。これに伴い、環境省は「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を策定し、企業や自治体による自然の価値の見える化や地域資源を活かした取組を支援しています。2025年4月には「地域生物多様性増進法」が施行され、地域や民間団体による保全活動が制度的に支援されるようになりました。

現在、日本では国立・国定公園の拡張や管理の質の向上、「自然共生サイト」の認定が進められており、2025年9月末時点で529か所の「自然共生サイト」が認定されています。これらの取組は、地域の自然を守りながら持続可能な社会の実現に向けた重要な一歩です。

一方で、近年ではクマなどの野生動物が人里に出没する事例が増え、人や農作物への被害が深刻化しています。こうした有害鳥獣による被害は、生息環境の変化や人間活動による生態系のバランスの乱れを示すものとも言えます。

第4節 持続可能な開発目標とウェルビーイングの実現

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が人間活動に伴う諸問題を喫緊の課題と認識し、協働して解決に取り組むことを決意した指針です。

その中核を成す持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

2025年の国際報告では、日本は環境分野で厳しい評価を受けました。プラスチックごみや食品ロス（目標12）、CO₂排出量や再エネ導入の遅れ（目標13）、海洋資源管理の不十分さ（目標14）、生物多様性保全地域の少なさ（目標15）などが課題とされています。

こうした中、日本ではSDGsの理念を踏まえ、持続可能な経済社会への転換を目指し、「地域循環共生圏」の実現が重視されています。これは、地域の多様な資源を活用し、環境・社会・



経済の統合的な向上を図る考え方で、2018年の第5次環境基本計画で初めて提唱されました。

2024年に策定された第6次環境基本計画では、地域循環共生圏は「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現に向けた「新たな成長」の実践の場とされ、地域が自立し、ネットワークでつながる「自立・分散型社会」の構築が目指されています。また、地域循環共生圏は「ローカルSDGs」とも呼ばれ、全国各地で地域資源を活かした事業やプラットフォームの構築が進められています。

さらに、政府は脱炭素と経済成長の両立を図るため、GX（グリーントランスフォーメーション）を加速する長期戦略として2025年2月に「GX2040ビジョン」を策定しました。このビジョンは、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指し、GX産業構造の確立、脱炭素電源を活用した産業立地、成長志向型カーボンプライシング構想、公正な移行などを柱としています。官民で10年間に150兆円規模の投資を呼び込み、2050年カーボンニュートラルに向けた現実的な移行を進めるとともに、世界の脱炭素化にも貢献することを目指しています。



第3章 本市の地域特性と環境の課題

第1節 本市の自然的・社会的条件

1 地勢

新発田市は、越後平野の北部に位置し、県都新潟市に隣接する都市です。総面積は533.11km²であり、その約70%は山地・丘陵地で占められています。

北西部には日本海に沿って白砂青松と称される美しい海岸が広がり、南東部には飯豊山や二王子岳などの山々が連なっています。市域の中央から西部にかけては、加治川水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、良質なコシヒカリの産地として知られています。

江戸時代には城下町として栄え、現在も新発田城や足軽長屋などの文化遺産がまちの景観に歴史的な趣を添えています。

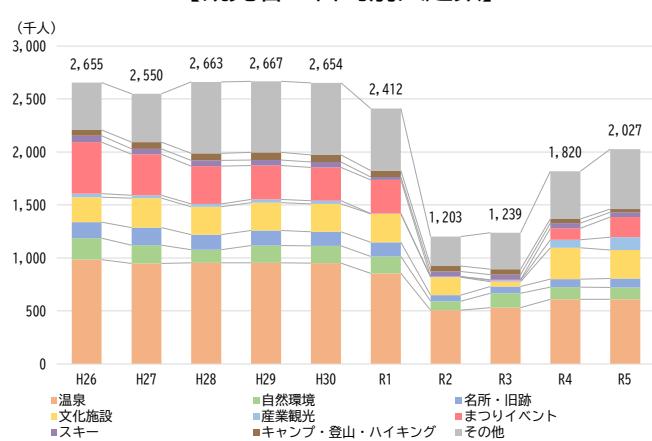
観光客の目的別入込数を見ると、自然資源である温泉（月岡温泉）を目的とした観光客が最も多くなっています。

このように本市は、山から海までの豊かな自然や城下町の歴史と文化、全国的に有名な月岡温泉など、多様な地域資源を有しています。

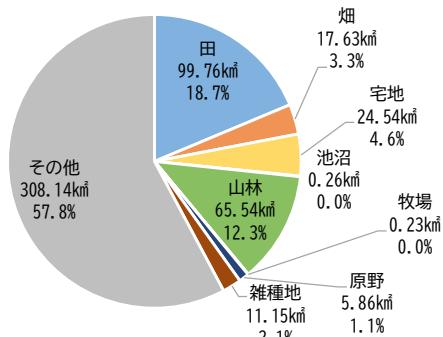
【新発田市の位置図】



【観光客の目的別入込数】



【土地利用状況（令和6年1月1日現在）】



※山林は国有林（無地番）を除く。

その他は国有地（無地番）・国有林（無地番）を含む。

資料：数字で見る新発田市（平成26年度～令和6年度） 資料：数字で見る新発田市（令和6年度）



2 気象

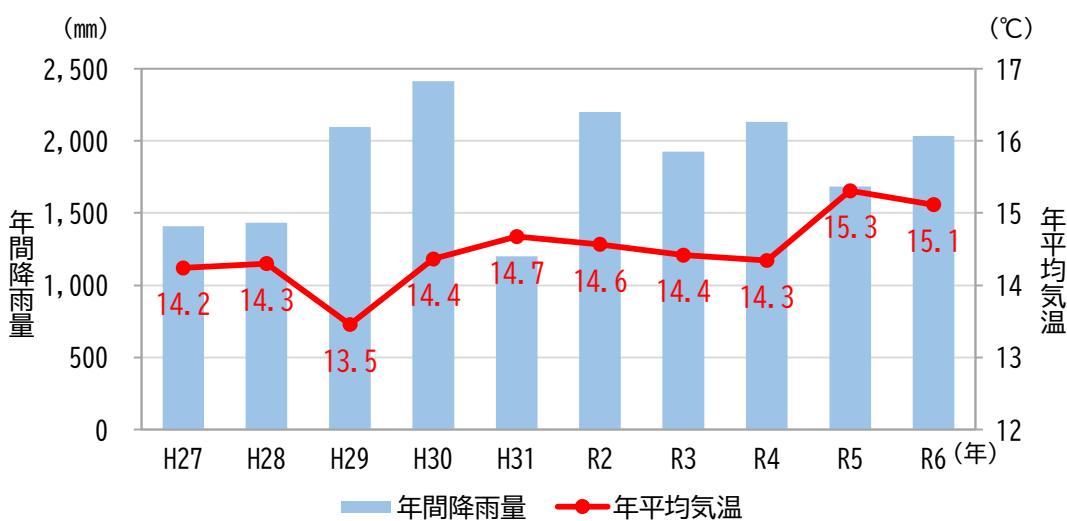
本市の気候は、典型的な日本海側の気候となっています。特に、背後に飯豊山地がそびえていることから、冬季には強い北西の季節風と多量の降雪が見られるのが特徴です。

平成27年から令和6年までの年平均気温は14.5℃前後であり、年々上昇傾向にあります。年間降雨量は年によって変動がありますが、平均1,850mm程度となっています。

また、過去20年間の月平均気温は、夏季が26℃前後、冬季が3℃前後となっており、降雨量は梅雨時期と冬季に特に多くなっています。

近年は、各地で局地的大雨などの異常気象が頻発しており、気候変動の影響が懸念されています。

【年間降雨量・年平均気温の推移（新発田消防署）】



【平成17年～令和6年の平均月間降雨量と平均気温】



資料：数字で見る新発田市（平成18年度～令和6年度）、

新発田地域広域事務組合消防本部「消防年報令和6年版」



3 人口・世帯数

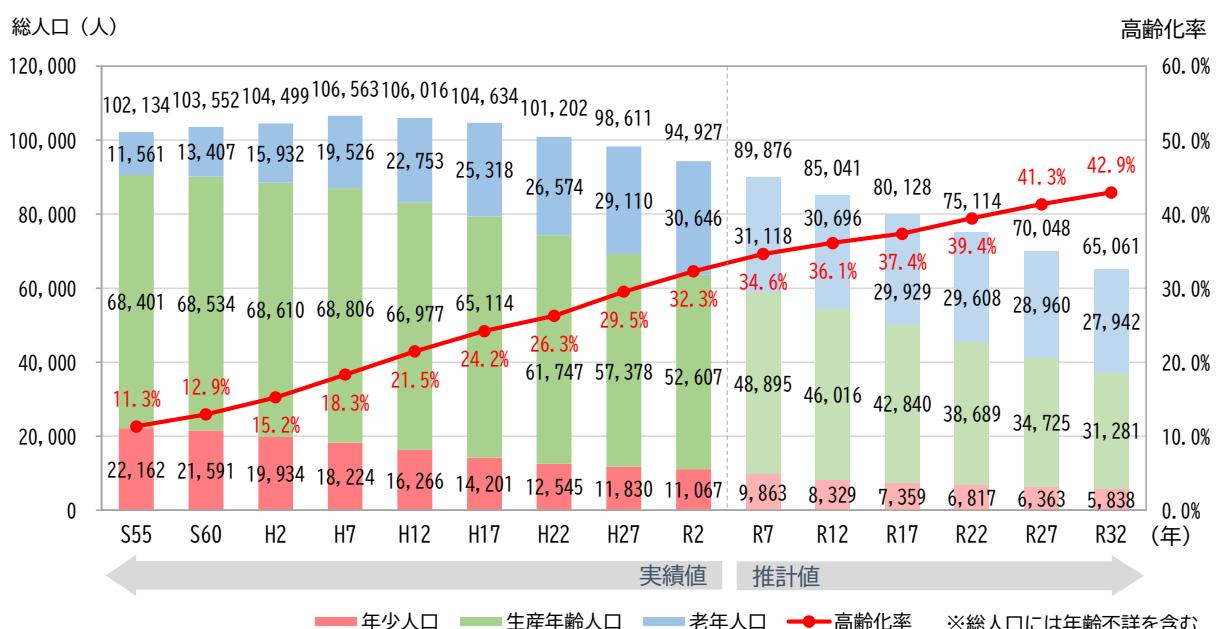
本市の人口は平成7年の106,563人をピークに減少傾向が続き、令和2年には94,927人まで減少しています。さらに今後も減少を続け、令和32年には約65,000人まで減少すると推計されています。

年齢3区分別の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少しており、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少に転じています。老人人口（65歳以上）は増加を続けているものの、令和7年をピークに減少に転じると見込まれており、今後も人口減少が一層加速することが見込まれています。

高齢化率は老人人口が減少に転じたあとも上昇を続け、令和32年には42.9%まで上昇すると推計されています。

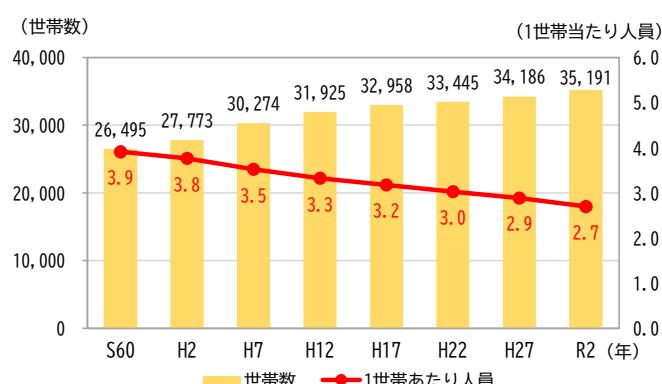
世帯数に関しては、昭和60年から一貫して増加している一方で、1世帯あたり人員は減少しており、単身者や核家族の世帯が増加していると考えられます。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計】



資料：新発田市まちづくり総合計画（令和6年3月）

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料：総務省「国勢調査」（昭和60年～令和2年）

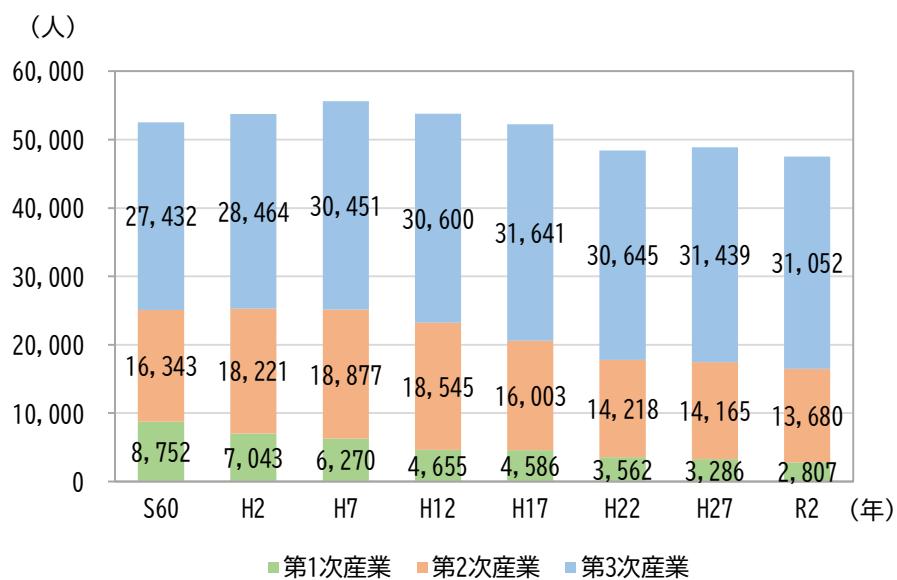


4 産業

本市の就業者数は、平成7年をピークに減少傾向が続いている、令和2年には47,539人となっています。

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業は一貫して減少傾向にあり、第2次産業も平成7年のピーク以降、減少が続いている。一方、第3次産業は平成7年まで増加し、平成12年以降は毎年おむね31,000人前後で推移しています。

【産業別就業者数の推移】



※第3次分類には分類不能の人数も含む。

資料：総務省「国勢調査」（昭和60年～令和2年）



5 市民経済

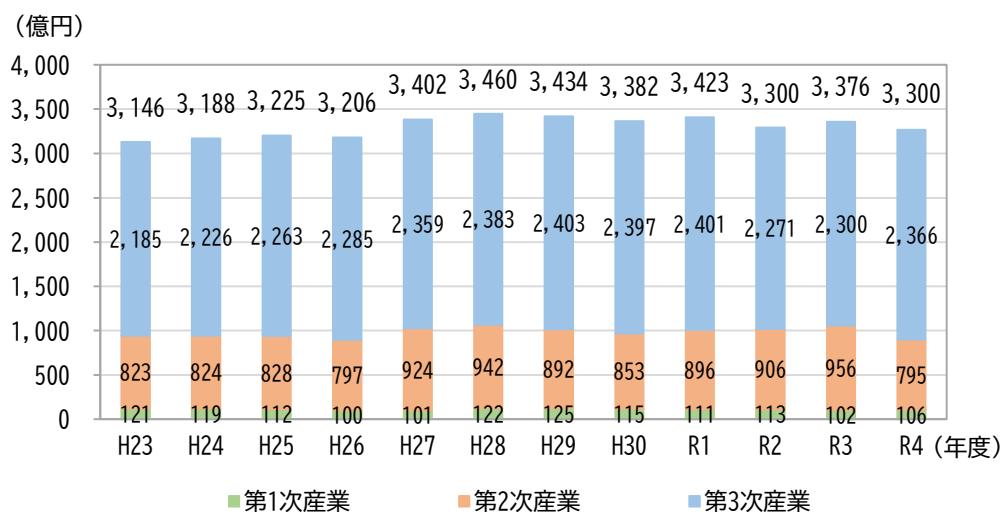
本市の市内総生産は、平成23年から令和元年にかけて緩やかに増加傾向にあり、特に平成27年から令和元年にかけては3,400億円台で安定していましたが、令和2年にやや減少しています。

産業別では、第1次産業が減少傾向にあり、平成23年の121億円から令和4年には106億円にまで減少しています。第2次産業は平成28年の942億円をピークにほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年に795億円に減少しています。第3次産業は平成23年から令和元年にかけて増加傾向にあり、令和2年に一時的に減少したものの、その後は再び増加しています。

1人当たり市民所得はおおむね2,750千円前後で安定しており、令和2年に減少しましたが、その後は回復傾向にあります。対県比の割合も大きく変動していないことから、本市の所得水準は県平均に近い水準で推移していると考えられます。

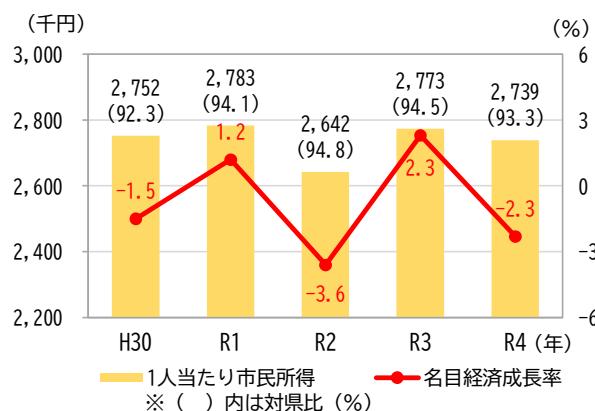
名目経済成長率の推移をみると、令和2年および令和4年に大きなマイナス成長が見られ、外的要因による経済活動への影響がうかがえます。

【市内総生産・実額の推移】



資料：新潟県統計課「市町村内総生産・実額（平成23年度～令和4年度）」

【1人当たり市民所得、名目経済成長率の推移】



資料：新潟県統計課「市町村内総生産・実額（平成30年度～令和4年度）」、
「1人当たり市町村民所得・1人当たり雇用者報酬（平成30年度～令和4年度）」



第2節 本市における環境の現状と課題

第2次計画の振り返りに加え、国内外の環境をめぐる動向や市民および事業者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえて選定した環境分野における現状と課題を整理します。

1 第2次計画の評価と課題

第2次計画では、「安全快適なまち、自然と共生する社会の継承」を基本目標とし、自然環境、快適環境、生活環境、地球環境の4つの環境分野において施策の推進を図ってきました。

第2次計画の成果と課題について、各環境分野における指標の達成状況を踏まえ、総合的な振り返りを行います。

【第2次計画の施策体系】

基本目標	長期目標	施策目標	個別施策
安心快適なまち、自然と共生する社会の継承	長期目標1 【自然環境】豊かな自然と共生するうるおいのあるまち	(1) 山岳地の自然環境の保全 (2) 里山の自然環境の保全 (3) 農地の自然環境の保全 (4) 生態系の保全	①地形・地質の保全 ②植生の保全 ①里山林の保全 ②環境保全機能の維持 ①環境保全型農業の推進 ②環境保全機能の維持 ①多様な生態系の保全と回復
	長期目標2 【快適環境】清潔で美しいまち	(1) 身近な緑の保全 (2) 水辺環境の保全 (3) 環境美化の推進 (4) 文化財の保護と歴史的景観の保全	①街路樹や緑地帯の整備 ①河川や水路の多自然型空間の創出 ②親しみやすい水辺の保全と形成 ①不法投棄の防止 ①指定文化財の保護 ②歴史的街並みの保全の創出
	長期目標3 【生活環境】環境汚染のない安全・安心なまち	(1) 大気環境の保全と悪臭の防止 (2) 水環境の保全 (3) 地盤環境の保全 (4) 騒音と振動の防止	①きれいな空気の確保 ②悪臭防止対策の実施 ①河川等の水質保全 ②下水道等の整備等 ①適正な地下水利用量の維持 ②汚染のない地下水と土壤の確保 ①自動車交通や工場等の騒音・振動の防止
	長期目標4 【地球環境】地球環境を追求するまち 地球環境に取り組むまち	(1) 廃棄物対策の推進 (2) 脱炭素社会の推進 (3) オゾン層の保護 (4) 地球環境問題への理解の促進	①廃棄物の発生抑制（リデュース） ②再利用の推進（リユース） ③再資源の推進（リサイクル） ①温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の整備 ①フロン類の管理適正化の推進 ①環境保全団体への支援 ②環境教育の推進



1-1 環境指標と数値目標の総括

自然環境、快適環境、生活環境に関する環境指標は、概ね「達成」または「維持」となっており、これまでの施策を通じて良好な環境が保たれていることが分かります。これらの指標については、現在の良好な状態を損なわないよう、維持管理を目的とした施策の継続が求められます。

一方で、不法投棄の回収量および公共下水道の普及率については、基準値と比較して大幅に改善されているものの、目標には未達であるため、引き続き目標達成に向けた推進が必要です。

さらに、地球環境の分野では、市が回収するごみのリサイクル率が基準値を下回り、県内平均よりも低い状況にあります。このため、リサイクル率の向上に向けた取組を一層強化することが求められます。また、市有施設等のCO₂排出量は、向上しているものの基準値と比較した削減量はわずかであり、社会情勢を踏まえてもより一層の取組が期待されます。



【環境指標値及び実績値】

環境分野	環境指標	平成26年度基準値	令和5年度実績値	目標値 令和7年度末の到達目標値	達成状況
自然環境	自然環境保全地域数	2	2	2	□
	鳥獣保護区数	7	7	7	□
快適環境	森林面積 (※新発田市森林整備計画から抜粋)	33,839 ha	33,845 ha	33,839 ha	○
	都市公園面積 (※数字で見る新発田市「都市公園」から抜粋)	135.85 ha (61か所)	140.39ha (62か所)	136.86 ha (66か所)	○
	自然公園面積 (※市内指定面積のみ)	13,668 ha	13,668 ha	13,668 ha	□
	指定文化財の件数 (※数字で見る新発田市「指定文化財一覧」から抜粋)	国10 県9 市48	国10 県12 市47	国10 県10 市51	□
	不法投棄の回収量	23.42 t	13.40 t	10.05 t	△
生活環境	河川のBOD75%値の平均	加治川水系	1.1mg/L	1.3mg/L	2mg/L 以下
		新発田川	5.5mg/L	3.0mg/L	5mg/L 以下
		その他の河川	2.5mg/L	2.2mg/L	5mg/L 以下
	公共下水道の普及率	58.1%	70.4%	83.1%	△
	農業集落排水施設の整備率	82.4%	100.0%	100.0%	○
地球環境	市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	623g	558g	610g	○
	ごみのリサイクル率	20.6%	14.3%	22.0%	▼
	市有施設等のCO2排出量	14,064t-CO2	14,007t-CO2	11,602t-CO2	△
	事業用新エネルギー設備の発電出力総数(年間)	—	11,624kW	11,500kW	○
	環境関連の教育やイベントの実施回数	—	6回	5回	○

【(達成状況)達成○、維持□、向上△、低下▼】

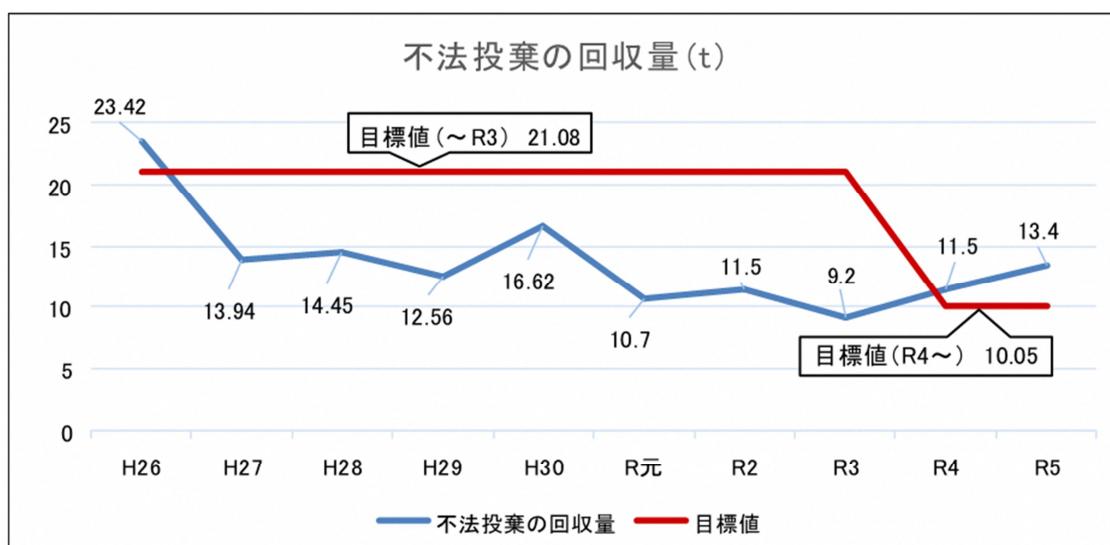


1-2 環境指標の個別評価

(1) 不法投棄（不燃ごみ）の回収量（未達成）

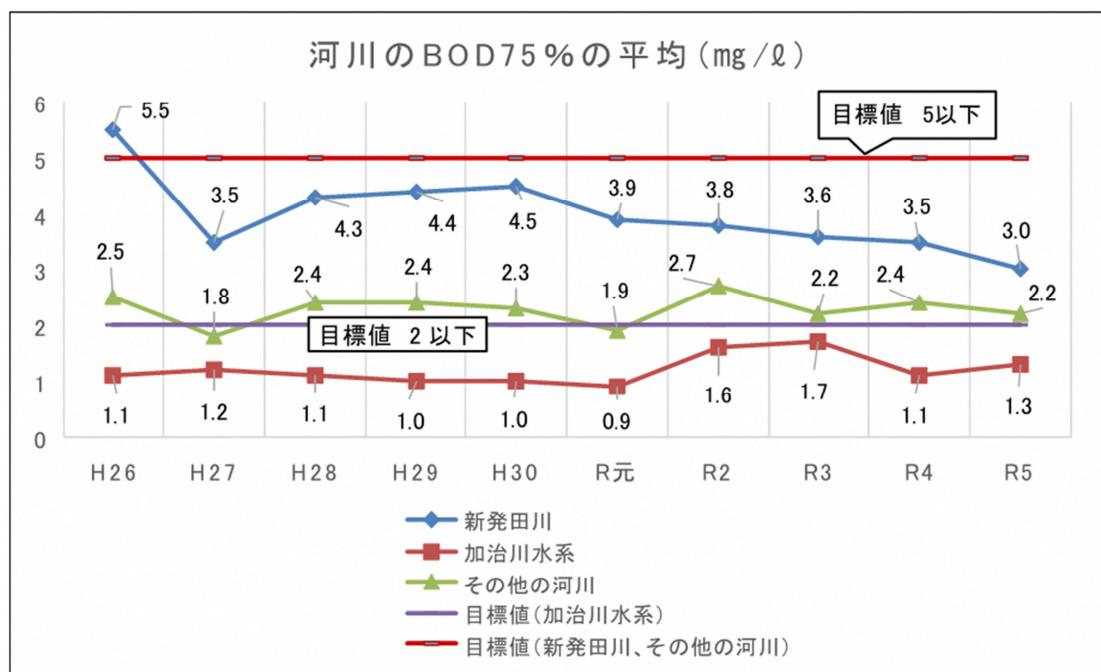
平成27年度以降、目標値を下回って推移していましたが、第2次計画の部分改訂の際に目標値の見直しを行いました。

回収量には減少傾向が見られましたが、令和4年度から増加しています。要因として、タイヤなどの重量物の不法投棄の増加が影響しているものと考えられます。



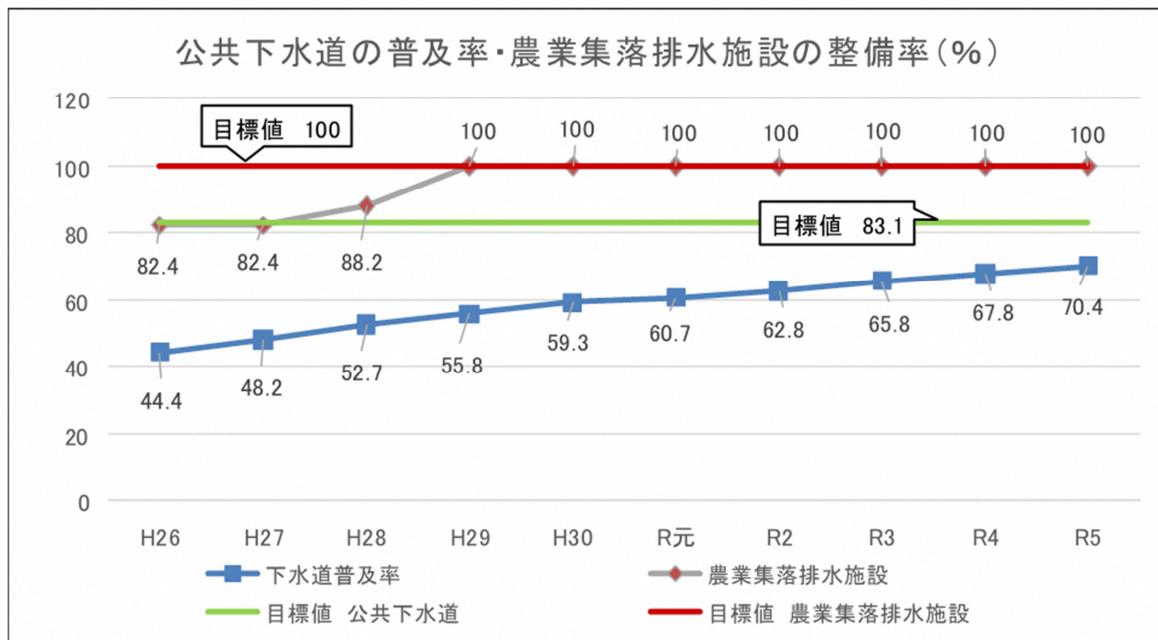
(2) 河川のBOD75%の平均値（達成）

すべての河川で、目標値を達成しています。BODの減少要因としては、下水道、合併浄化槽の普及により、未処理の生活雑排水が河川へ流入する量が減少したものと考えられます。



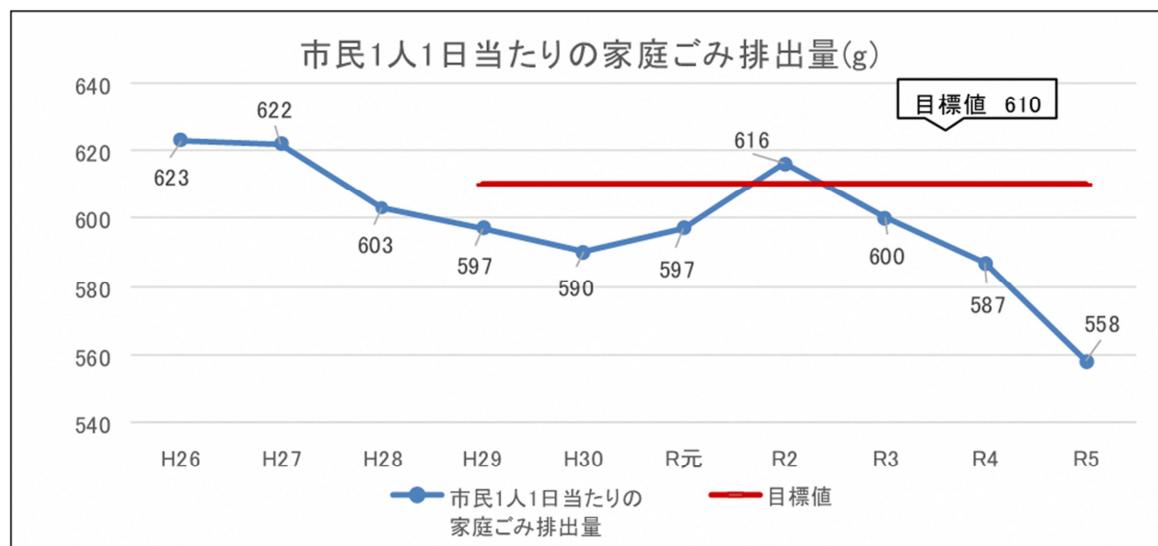
(3) 公共下水道の普及率・農業集落排水施設の整備率（未達成）

公共下水道は、市街地を中心に整備区域を拡大していることにより、普及率が増加しています。農業集落排水施設は、計画に対する整備を完了（松浦、石喜、島潟、菅谷、内竹、中井、三光、宮古木、羽津：9地区）しています。なお、これらに加え、合併処理浄化槽の利用を含めることで、汚水処理人口普及率は84.8%となっています。しかし、新潟県全体の普及率（89.9%）を依然として下回っており、公共下水道等の更なる普及が求められます。



(4) 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量（達成）

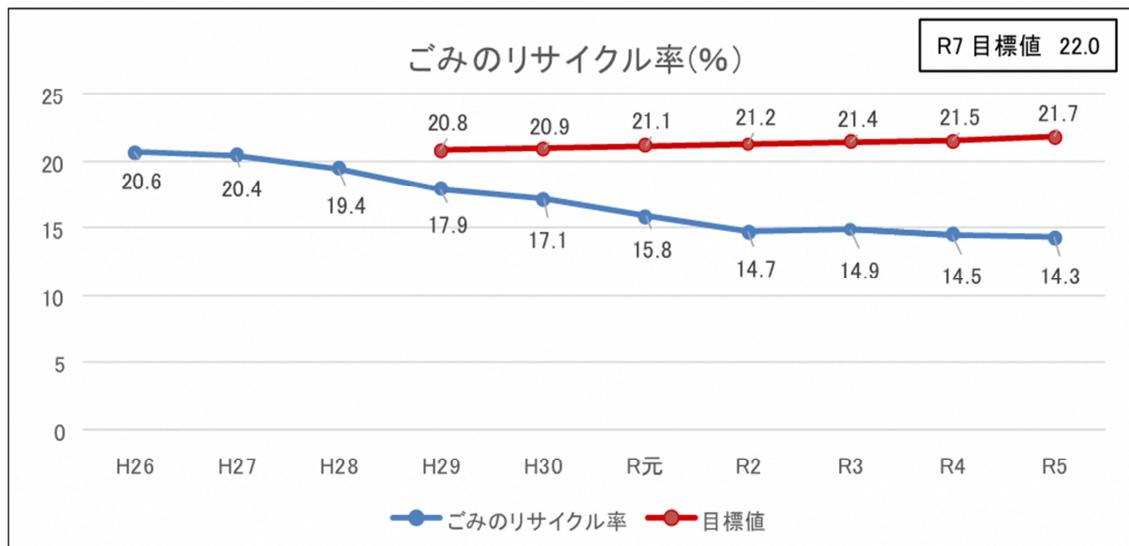
市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は全体的に減少傾向にあります。要因として、可燃ごみの排出量は横ばいですが、資源物の回収量が減少していることが考えられます。令和2年度に大きく増加しているのは、新型コロナウイルス感染症対策の影響が考えられます。※目標値は、平成29年度改訂「一般廃棄物（ごみ）処理計画」で設定したものです。



(5) 市が回収するごみのリサイクル率（未達成）

市が回収する資源物は減少傾向にあります。要因として、新聞や雑誌等の発行部数の減少に伴う古紙類の減やペットボトルに置き換わった空きびんの減、市内のスーパーマーケットを中心に資源回収を行う民間の施設が増えたこと等が考えられます。目標の達成に向けて一層のリサイクル率の向上が求められます。

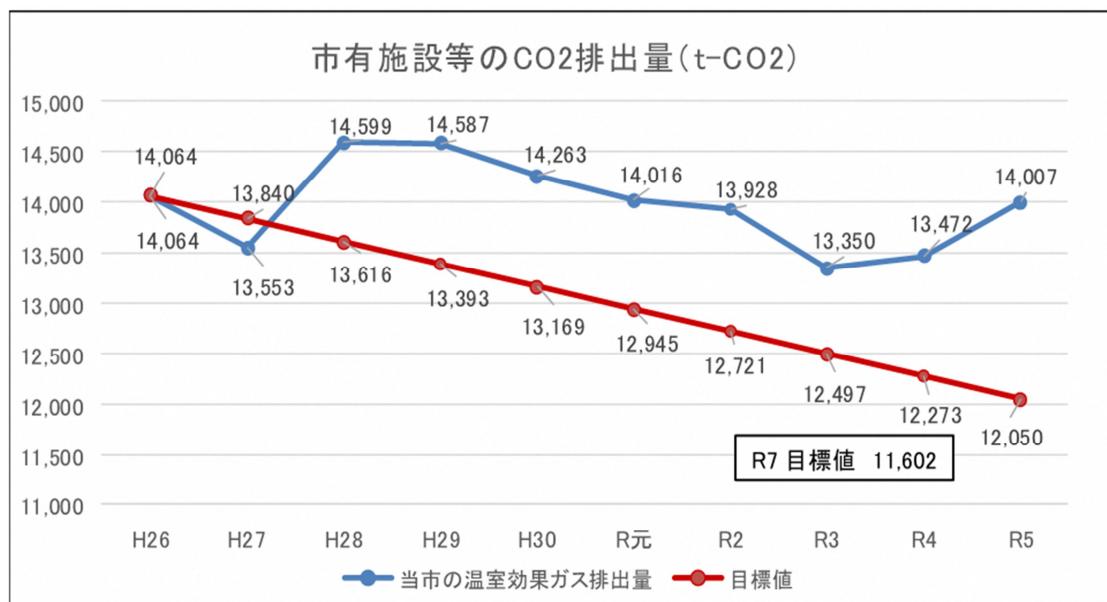
※目標値は、平成29年度改訂「一般廃棄物（ごみ）処理計画」で設定したものです。



(6) 当市の業務における温室効果ガス排出量の削減（未達成）

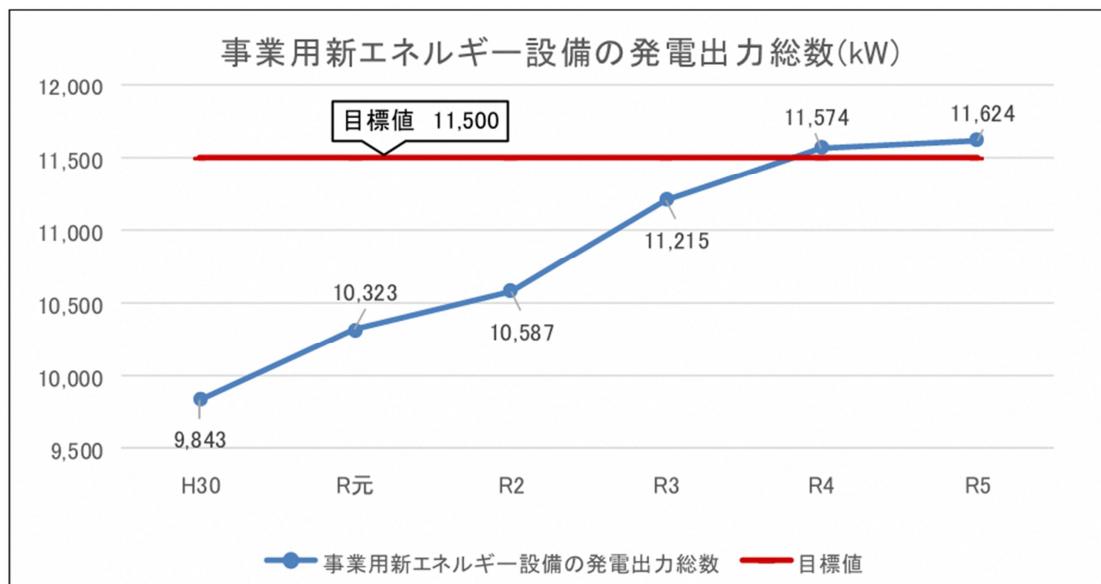
温室効果ガス排出量は、平成29年度から減少傾向にありました。令和5年度から増加に転じています。令和5年度増加の要因としては、ガソリンやプロパンガス等の燃料使用量が増加したことがあげられます。

<参考>平成28年度の一時的な増加は、駅前複合施設（イクネスしばた）など市有施設の増加や、新庁舎開庁による開庁時間延長が要因と考えられます。平成29年度以降は減少しており、省エネ性能の高い新庁舎がCO₂排出削減に寄与しているといえます。



(7) 事業用新エネルギー設備の発電出力総数（達成）

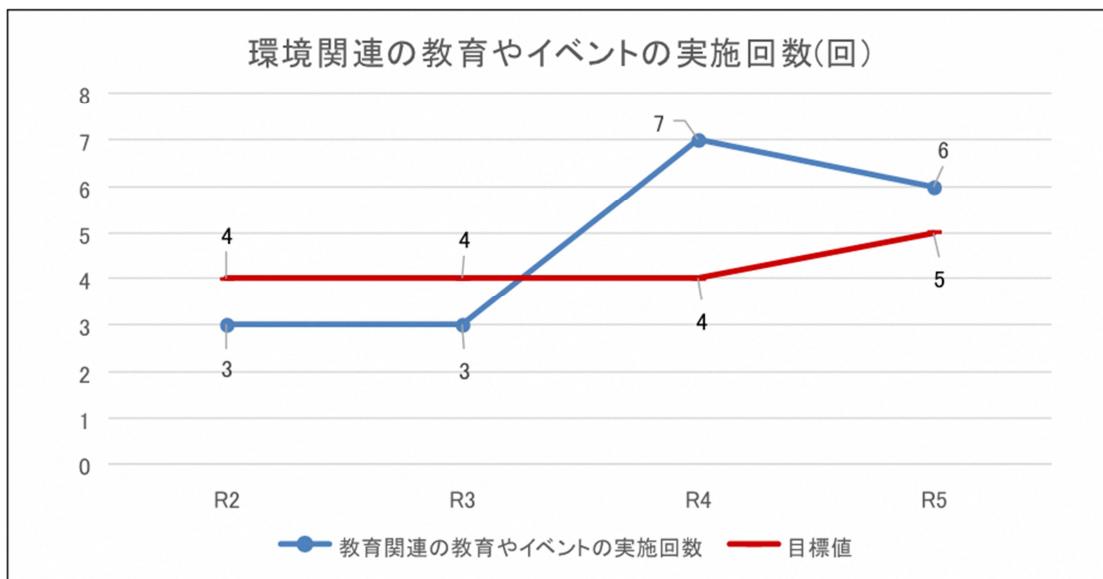
事業用新エネルギー設備の発電出力総数は、基本計画（第2次）の部分改訂の際に追加された指標です。記録のある平成30年度以降、増加傾向にあります。発電設備の種類は、多くは太陽光ですが、他に水力、陸上風力、バイオマスがあります。



(8) 環境関連の教育やイベントの実施回数（達成）

環境関連の教育やイベントの実施回数は、基本計画（第2次）の部分改訂の際に追加された指標で、令和4年度以降、目標値を上回っています。

実施内容は、環境エコカーニバルの開催やグリーンカーテンプロジェクトで実施のイベント、まちづくりドラフト会議参加校での講義等です。



2 脱炭素社会の実現

2-1 主な取組の概要

本市は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、2021年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これは国のカーボンニュートラル宣言に呼応したものであり、市として脱炭素社会の実現に向けた取組を本格化させる契機となりました。

2022年度には再生可能エネルギーの導入に向けたポテンシャル調査を実施し、導入目標や将来ビジョンを示す「地域再生可能エネルギー導入戦略」を策定しました。

さらに、2023年9月には、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減、2050年には実質ゼロを目指す中長期目標を設定しました。

これらの計画に基づき、2025年6月には環境省の「重点対策加速化事業」に採択され、「健康田園文化都市・しばたの暮らしが動き出す新時代」をテーマに、工業団地や田園エリアを中心とした再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進するとともに、市民・事業者向けの支援制度やワンストップ支援サービスの整備を進めています。

加えて、市民が日常の中で脱炭素を意識できるよう、さまざまな普及啓発活動も展開しています。公共施設へのEV充電器の設置や、家庭向けの再生可能エネルギー設備導入補助のほか、グリーンカーテンの推進や情報発信を通じて、省エネ行動やエコドライブの促進などを呼びかけています。また、企業・団体・金融機関との連携による地域パートナーシップの形成や、環境学習などを通じた次世代への意識醸成にも取り組んでいます。

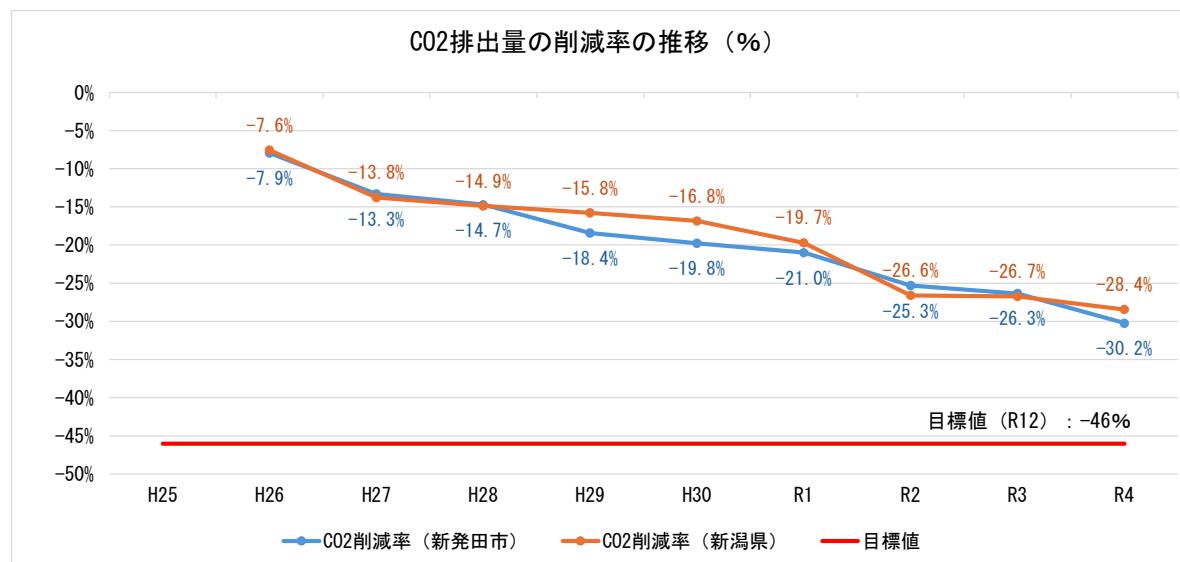
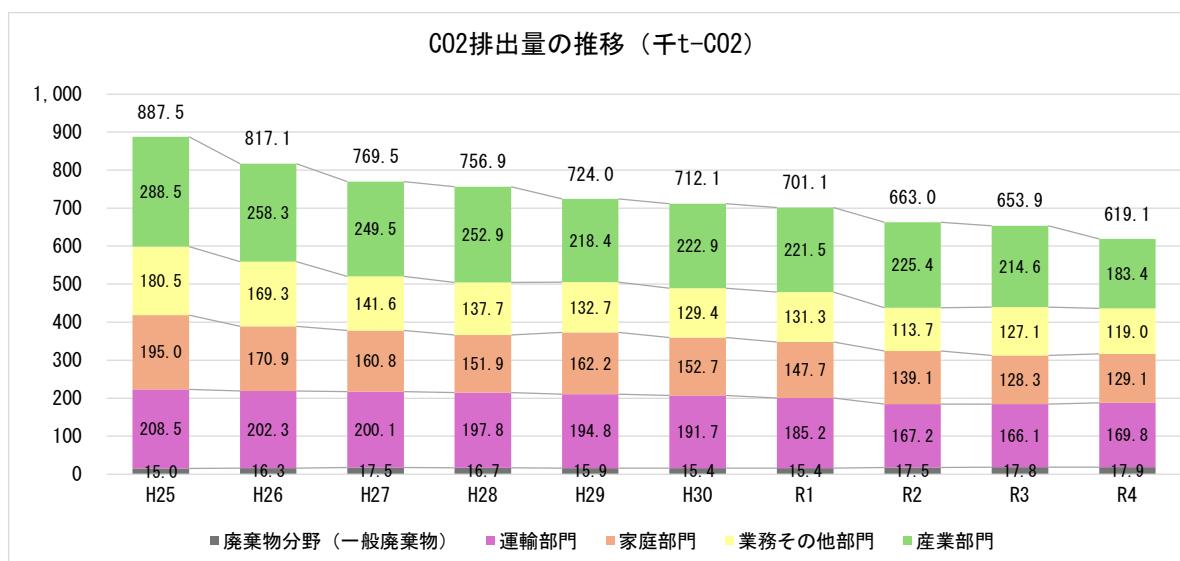


2-2 関連指標による評価

【全市の温室効果ガス排出削減量（CO₂ 排出量）】

全市の温室効果ガス排出量は、基準年である平成25年度から減少し続けています。削減率は、新潟県全体とほぼ同様の推移となっていますが、2030（令和12）年度の目標値である削減率46%に向けては、地球温暖化対策実行計画に加えて、取組の強化が不可欠です。

<参考> 2030年の目標値：削減率46%は「新発田市地球温暖化対策実行計画」より



3 気候変動への適応

3-1 主な取組の概要

近年の猛暑やフェーン現象の影響により、本市でもコシヒカリの品質低下が顕著となっています。令和5年産では新潟県全体で一等米比率が大幅に低下し、特に暑さに弱いコシヒカリは品質低下が著しくなりました。これを受け、新潟県内では高温耐性品種への転換や、水管理の工夫、肥培管理の見直しなどが進められています。

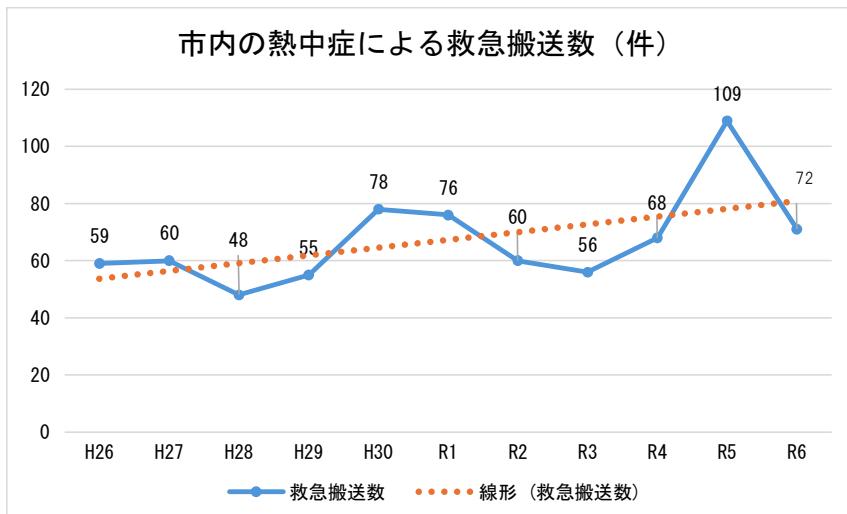
また近年、全国的に豪雨による被害が多発しています。令和4年8月の豪雨では市内の複数路線で冠水が発生し、農作物にも被害が及びました。さらに令和5年8月の大河では、市内で住宅の浸水や交通障害が発生するなど、広範な被害が見られました。

猛暑日数の増加に伴い、熱中症による健康被害への対応も重要性を増しています。市では、熱中症警戒アラートの発信やクーリングシェルターの指定などを通じて、市民が安全に暑さをしのげる環境づくりが進められています。学校では空調設備の整備が進み、暑さ指数（WBGT）に基づく活動判断も導入されています。高齢者への見守り活動や声かけの強化なども行われており、地域全体で熱中症対策が推進されています。

3-2 関連指標による評価

【熱中症による救急搬送数】

市内の熱中症による救急搬送数は増加傾向にあります。特に、令和5年度は、記録的な猛暑が長期間にわたり続いた影響により、突出して多くなっています。近年、猛暑日が増加傾向にあるとともに、高齢化の影響で熱中症のリスクが高まる高齢者層の割合が増加していることを踏まえて、熱中症対策が重要になると考えられます。



4 ごみの削減とリサイクルの推進

4-1 主な取組の概要

本市では、資源循環型社会の実現に向けて、ごみの削減とリサイクルの推進に重点を置いた取組を進めています。市民への啓発としては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方に基づき、日常生活でできる工夫を促しています。特にリユースに関しては、市のホームページで具体例を紹介し、身近な場面での実践を呼びかけています。また、公共施設や店舗での資源回収の仕組みを整備し、分別の徹底と再資源化を推進しています。

市独自の取組として、農産物の生産から調理、食事、食品残渣の堆肥化といった行程を経て、再び良質な農産物の生産につなげる循環に着目した「食の循環によるまちづくり」が官民連携により進められています。

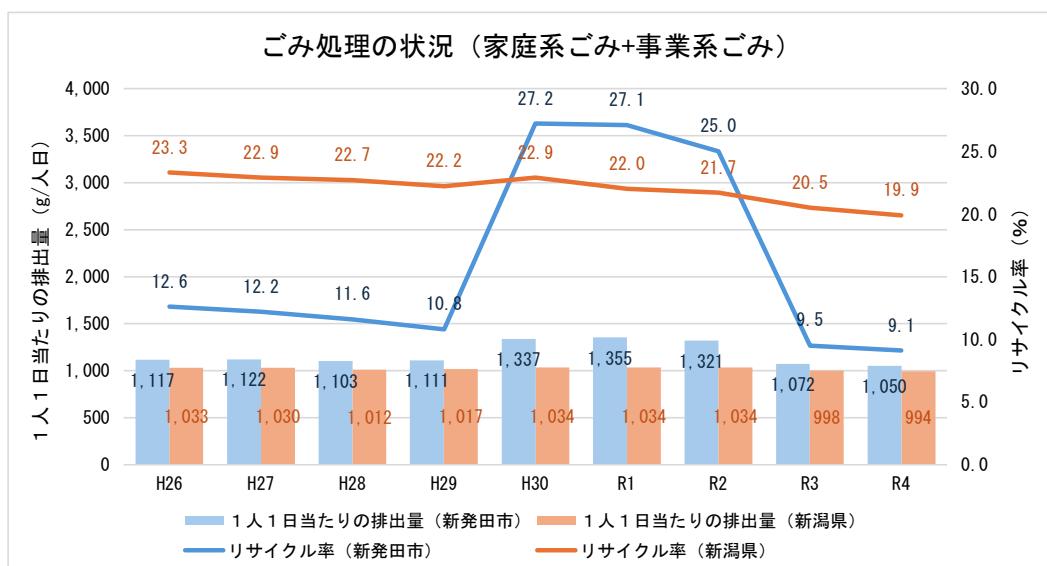
広域的な取組としては、新発田地域広域事務組合において、胎内市・聖籠町との連携によるプラスチック資源の分別収集が検討されています。

4-2 関連指標による評価

【市民1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率（家庭系ごみ+事業系ごみ）】

市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ）は全体的にほぼ横ばいですが、平成30年度から令和2年度にかけては、リサイクル率と併せて大きくなっています。令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策による巣ごもり需要を踏まえたとしても、大幅な上昇には事業系ごみの排出量とリサイクル率が影響していると考えられます。

新潟県の数値と比較すると、1人1日当たりのごみ排出量はやや多い傾向が見られます。また、リサイクル率に関しては、10ポイント以上低い現況にあります。これにより、事業系ごみを含めたごみ排出量の削減とリサイクル率の向上や、特に直接リサイクルされないごみ焼却処理量削減に向けた取組が課題となると考えられます。



5 有害鳥獣被害対策

5-1 主な取組の概要

近年、全国的に有害鳥獣による農作物や人への被害が深刻化しており、特にクマやイノシシ、シカによる影響が各地で問題となっています。農業被害だけでなく、生活圏への出没による人身被害も増加傾向にあり、住民の不安が高まっています。

本市においても、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシによる被害が顕著です。ニホンザルは市街地への出没が増加しており、ツキノワグマは平野部への侵入が確認されるなど、生活圏への接近による人的被害が発生し、社会問題となっています。イノシシについては、個体数の急増と生息域の拡大が課題となっており、農地への影響が広がっています。

市では電気柵の設置や捕獲活動、環境整備、啓発活動などを通じて被害軽減に取り組んでいますが、農業者の負担は依然として大きい状況です。

さらに、人身への影響も見られており、市内では有害鳥獣による負傷事例が確認されています。近年はクマの出没が相次ぎ、生活圏に出没した際の緊急対策など、住民の安全確保が重要な課題となっています。イノシシによる人身被害は報告されていませんが、市街地への出没が増加しており、引き続き警戒が必要です。

5-2 関連指標による評価

【有害鳥獣被害の状況】

有害鳥獣による被害金額は、年々減少傾向にあります。これは、防除や捕獲などに対策が一定の効果を上げていることを示しています。一方で、イノシシやニホンジカについては、県内の生息範囲が北上傾向にあり、これまで被害が少なかった地域でも新たな被害が発生する可能性が高まっています。

また、クマによる人身被害が令和5、6年度と連續して発生しており、住民の安全確保の観点からも、迅速かつ的確な対応が必要です。鳥獣保護管理法の改正に伴う「緊急銃猟ガイドライン」への適応など、新たな制度への対応も含めた対策の強化が重要と考えられます。

【有害鳥獣による農作物等の被害金額】

	平成25年度	平成28年度	令和元年度	令和3年度
ニホンザル	8,340	5,716	2,971	1,027
ツキノワグマ	4,070	1,579	904	753
イノシシ	190	571	1,222	1,372
カラス	3,440	3,242	2,386	1,299
ニホンジカ	-	-	-	2
合計	16,040	11,108	7,483	4,453

【市内の熊による人身被害の状況】

- ・平成30年度：1名
- ・令和2年度：2名
- ・令和5年度：2名
- ・令和6年度：1名



6 市民・事業者アンケート結果に基づく評価と課題

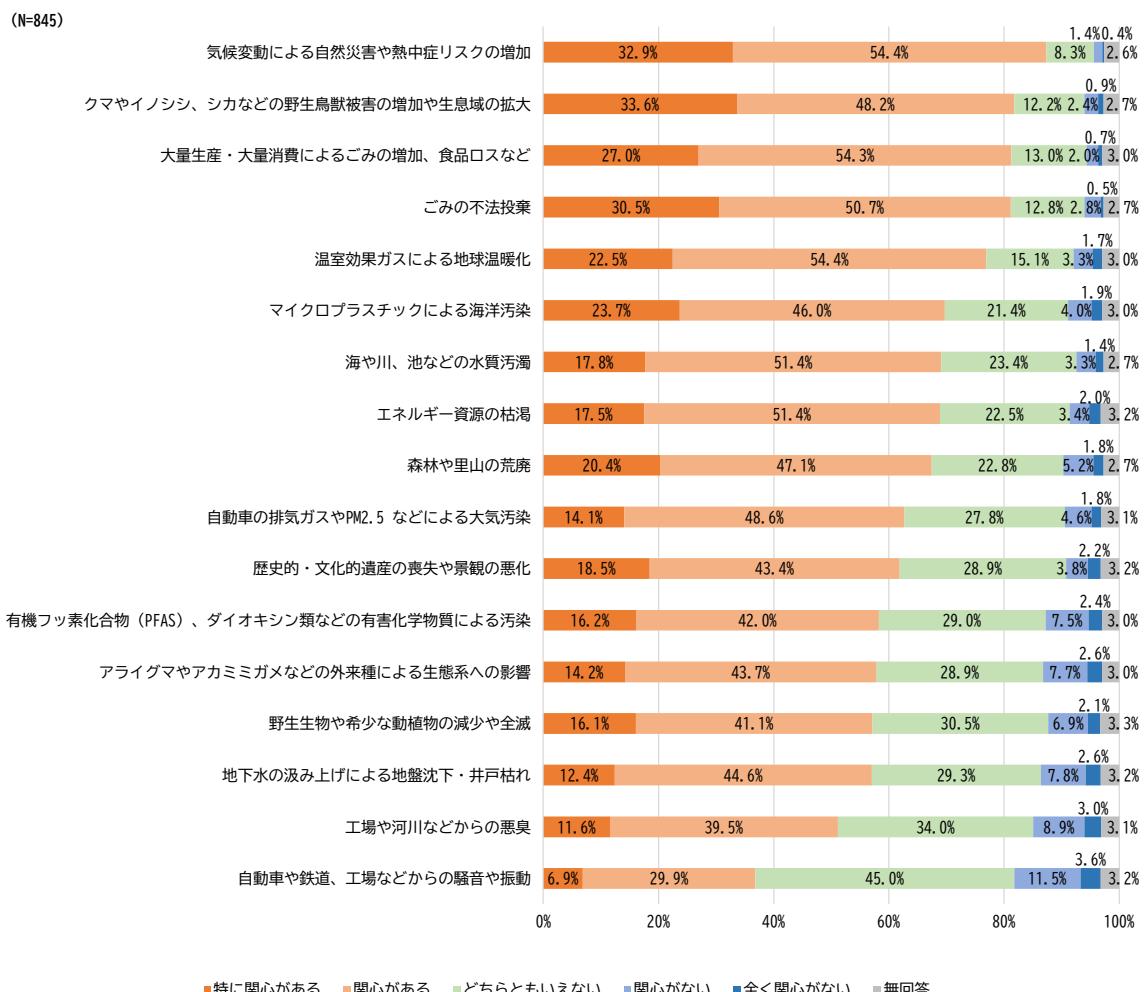
本計画の策定にあたり、市民、事業者、中学生を対象に実施したアンケート調査の結果を基に、市民、事業者、中学生にとって関心度や優先度の高い環境施策を抽出しました。

6-1 市民アンケート

(1) 市民の環境問題に対する関心度

市民の関心度が高い項目としては、「気候変動による自然災害や熱中症リスクの増加」、「クマやイノシシ、シカなどの野生鳥獣被害の増加や生息域の拡大」、「大量生産・大量消費によるごみの増加、食品ロスなど」、「ごみの不法投棄」、「温室効果ガスによる地球温暖化」などが挙げられます。

【環境問題に対する関心度（市民）】



(2) 市民意識に基づく環境対策の優先度

市民の現在の環境に対する満足度と、10年後に向けた重要度の評価を基に優先度を算出した結果、「洪水・豪雪などの自然災害対策の整備状況」、「熱中症対策（熱中症予防の啓発や涼しい場所の確保など）の状況」、「まちの清潔さ（ごみ・不法投棄がない）」、「ごみの減量やリサイクル活動が盛ん」が優先度の高い項目として抽出されました。

「洪水や豪雪などの自然災害対策の整備状況」や「熱中症対策の状況」については、重要度が高いと答える市民が多い一方で、近年頻発する自然災害や猛暑を踏まえ、現状の整備状況等に不安や物足りなさ、情報不足を感じている市民が多く、満足度は低い傾向にあります。このため、市民にとって優先度が高い取組と位置付けられています。

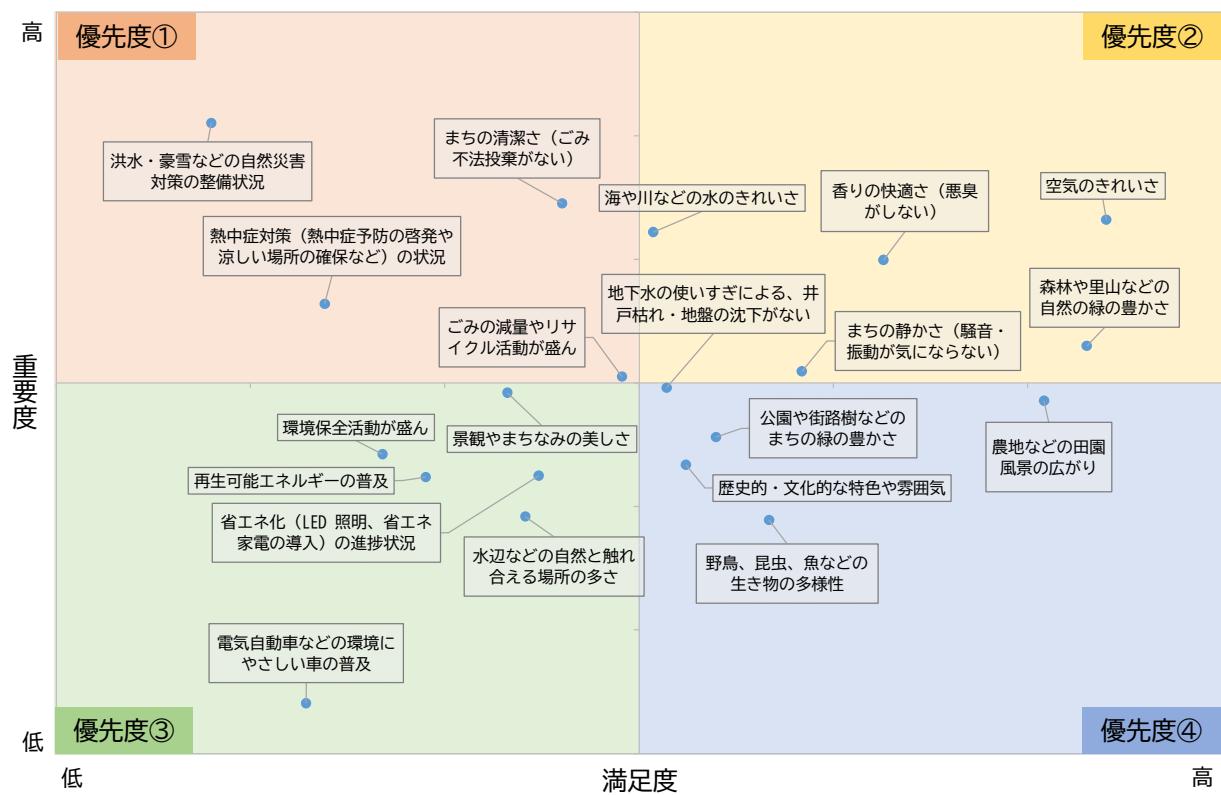
「空気のきれいさ」、「森林や里山などの自然の緑の豊かさ」、「香りの快適さ（悪臭がしない）」など、身近な自然環境については、重要度・満足度ともに高い回答が多く、これまでの取組の成果によるものと考えられます。ただし、これらは重要度が高い項目であるため、満足度を維持するには、継続的な取組が必要です。

「電気自動車などの環境にやさしい車の普及」や「再生可能エネルギーの普及」など、脱炭素に関する項目については、重要度・満足度ともに低い回答が見られます。これは、自然災害対策や熱中症対策のように人命に直結しない点や、取組に市民自らのコスト負担が必要となる点が要因と考えられます。しかし、満足度が低いことに加え、これらは市が重点的に取り組むゼロカーボンの実現に向けて不可欠な取組であることから、計画的に進める必要があります。以上を踏まえ、市民等への啓発と意識醸成を図りながら、市民・事業者・市が連携・協働して脱炭素のまちづくりに取り組むことが求められます。

「野鳥、昆虫、魚などの生き物の多様性」や、「歴史的・文化的な特色や雰囲気」などの景観や風景に関する項目は、重要度は低いものの、満足度は高く、これまでの取組の成果によるものと考えられます。人命に直結する項目ではありませんが、景観や風景は心の豊かさを支える重要な要素であるため、今後も満足度を維持するために計画的な取組を継続する必要があります。



【新発田市の環境対策に関する優先度（市民）】



※重要度と満足度は、市民アンケート調査の結果を基に数値化しています。

※表の見方

優先度①：市民にとって重要度が高く、満足度が低い項目。市民の満足度の改善のために、優先的に対策が必要な項目。

優先度②：市民にとって重要度が高く、満足度も高い項目。市民の満足度の維持のために、引き続き対策が必要な項目。

優先度③：市民にとって重要度が低く、満足度も低い項目。重要度は①より低いものの、市民の満足度の改善のために、対策を行うべき項目。

優先度④：市民にとって重要度が低く、満足度が高い項目。重要度は低いものの、市民の満足度の維持のために、引き続き対策を行うべき項目。



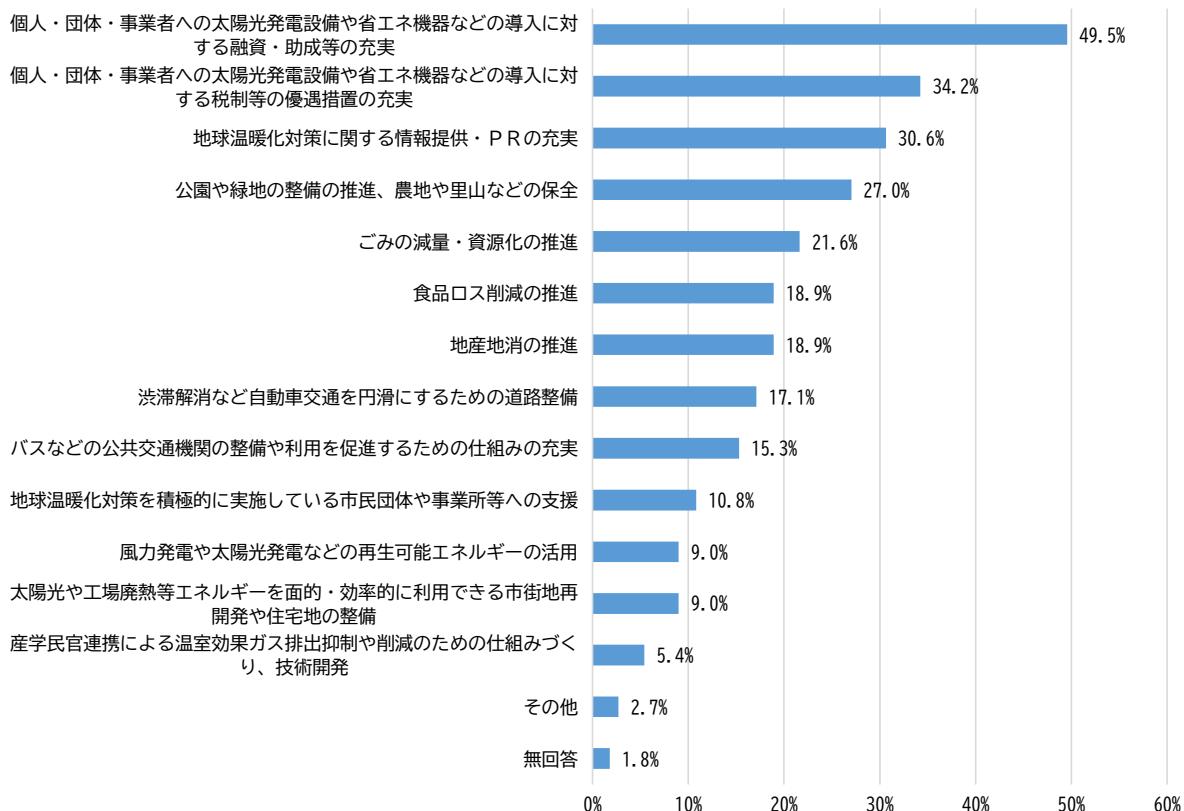
6-2 事業者アンケート

事業者が市に対して重点的に求める地球温暖化対策の施策としては、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する融資・助成等の充実」、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する税制等の優遇措置の充実」、「地球温暖化対策に関する情報提供・PRの充実」などが挙げられました。

事業者が推進する脱炭素の取組を、市をはじめとする行政が積極的に支援することが求められています。

【地球温暖化対策として市が重点的に進めるべきだと思う施策（事業者）】

(N=111)



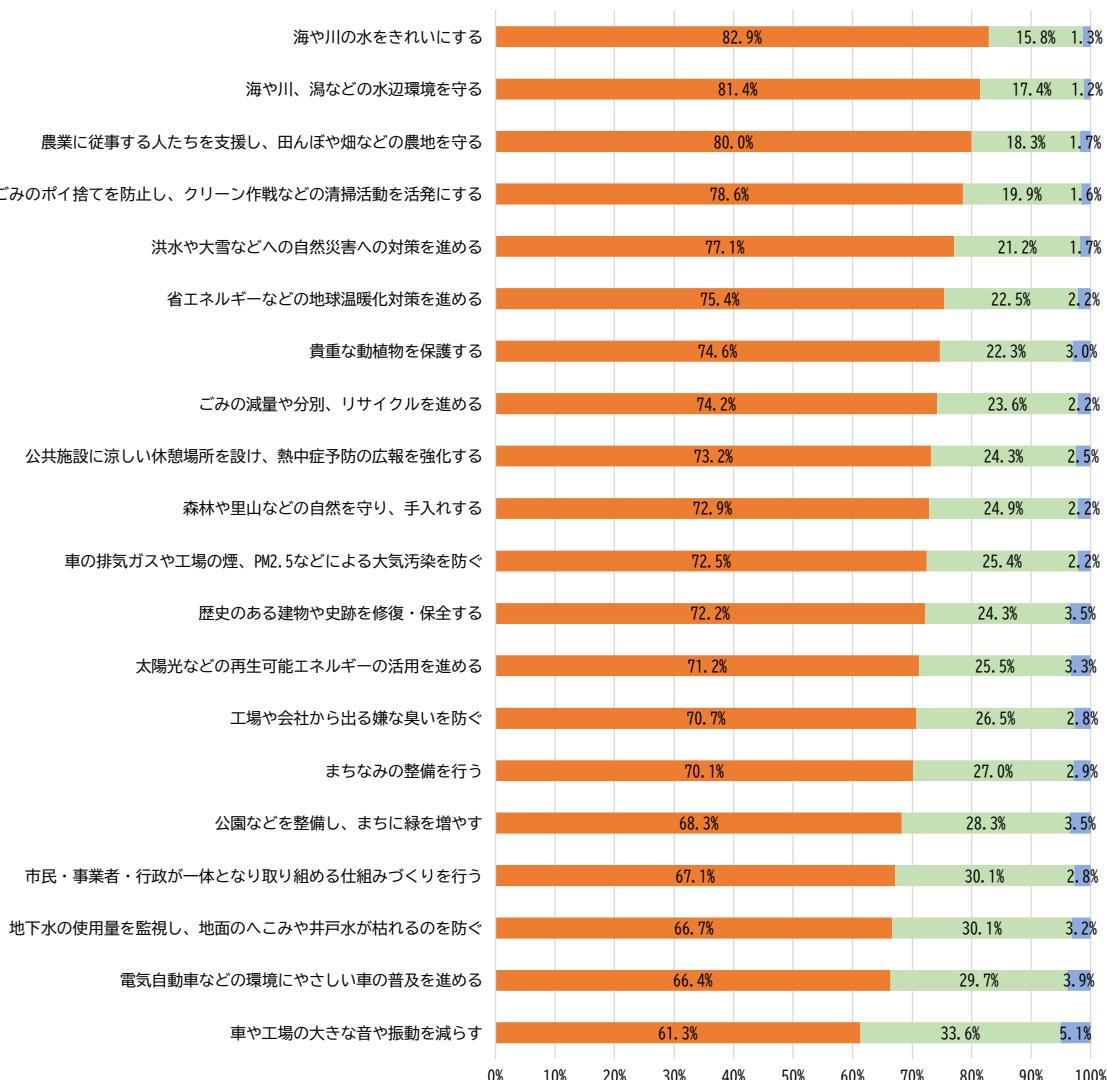
6-3 中学生アンケート

市の将来を担う中学生は、市の環境をよくするために幅広い取組が重要だと考えています。その中でも、特に上位に挙げられたのが「海や川の水をきれいにする」、「海や川、潟などの水辺環境を守る」、「農業に従事する人たちを支援し、田んぼや畠などの農地を守る」といった取組です。

これらの項目について、今後の施策において優先的に取り組む必要があります。

【環境をよくするために重要な取組（中学生）】

(N=690)



■とても重要 □普通 □あまり重要でない



7 環境の課題と今後の取組の方向性

1から6を踏まえ、本市における環境の現状と課題をまとめました。

第2次計画で達成した項目は維持を図るとともに、主な課題である「不法投棄の回収量削減」「公共下水道の普及率向上」「ごみのリサイクル率向上」「市有施設等のCO₂排出量削減」などについて、継続的に取り組む必要があります。

また、国内外の環境動向を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けては「全市の温室効果ガス排出削減率の向上」や「補助制度・情報提供の充実」、気候変動への適応では「洪水・豪雪などの自然災害対策」や「熱中症対策」、生物多様性の保全では「有害鳥獣による人身被害の削減」や「里山保全としての農産物被害軽減」、循環共生型社会の形成では「家庭系・事業系ごみを踏まえた市民1人1日当たりのごみ排出量削減」、ウェルビーイングの実現では自然資源を活かした観光地での「観光客入込数の増加」を課題として、取組を追加する必要があります。

【環境の課題と取組の方向性】

		主な課題	取組の方向性
第2次計画に基づく項目	自然環境	—	維持
	快適環境	・不法投棄の回収量の削減	継続
	生活環境	・公共下水道の普及率の向上 ・ごみのリサイクル率の向上	継続 分別収集の強化・理解促進
	地球環境	・市有施設等のCO ₂ 排出量の削減	継続
国内外の環境の動向等を踏まえた項目	脱炭素社会の実現	・全市の温室効果ガス排出削減率の向上 ・補助制度・情報提供の充実	追加
	気候変動への適応	・洪水・豪雪などの自然災害対策 ・熱中症対策	追加
	生物多様性の保全	・有害鳥獣による人身被害の削減 ・有害鳥獣による農産物被害の軽減 (里山保全)	自然環境の項目として追加
	循環共生型社会の形成	・市民1人1日当たりのごみ排出量の削減 (家庭系ごみ+事業系ごみ)	強化
	ウェルビーイングの実現	・観光客入込数の増加	追加



第4章 計画の基本理念と施策の体系

第1節 計画の基本理念

本計画は、新発田市環境基本条例の基本理念に基づき、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を、将来の世代に良好な状態で継承することを目指します。そのため、地域に根ざした自然環境を守り育てる姿勢を大切にしながら、昨今、重要な課題となっている気候変動対策などの地球規模の課題にも率先して取り組みます。これにより、近年の環境を取り巻く状況の変化に的確に対応し、環境の保全に継続して努めていきます。

これらの取組は、環境保全の枠を超えて、地域の活性化や経済の発展にもつながる可能性を持つものであり、結果として市民一人ひとりのウェルビーイングの実現にも寄与します。また、事業者においても、環境面で社会情勢の変化に適切に対応し、環境に配慮した製品・サービスを提供することや、省エネなどのコスト削減により、経営を安定させ、企業のイメージアップにつながるなど市内経済の成長・発展に寄与します。とりわけ、城下町としての歴史や文化を活かしながら、地域の魅力と調和した環境づくりを進めることは、市民の誇りや愛着を育み、暮らしの豊かさにもつながる重要な要素です。

こうした理念や目標を実現していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、協働によるまちづくりを進めていくことが不可欠です。環境と社会の両面から持続可能な地域社会を築くことを目指し、誰もが安心して快適に暮らせる新発田市の未来を創造していきます。

第2節 望ましい環境像

前述の基本理念の実現に向けて、新発田市が目指す望ましい環境像は以下のとおりです。

未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた

この環境像には、地域に根ざした豊かな自然環境と、城下町として育まれてきた歴史や文化を大切にしながら、それらを未来へとつなげていくという思いが込められています。市民の暮らしの中に自然や歴史が息づき、特別な意識をしなくとも、日々の生活の中でそれらが守られていくような、持続可能で心地よいまちの姿を描いています。

また、環境の保全とともに、地域の環境資源を活かしながら新発田らしい魅力を育むことで、市民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、心身ともに豊かに暮らせる社会の実現を目指します。さらに、地球規模の課題に市民が率先して取り組み、持続可能なまちを維持していきます。環境と文化が調和し、未来へと広がっていく新発田市の姿を、市民・事業者・行政が協働して築いていきます。

なお、この望ましい環境像は、将来の新発田市を担う中学生の声を踏まえて描かれたものです。アンケート調査では、「新発田の自然がずっと続いてほしい」「歴史ある新発田が好き」といった意見が多く寄せられ、若い世代の中にも自然や歴史への愛着が根付いていることが確認されました。こうした市民の思いを大切にしながら、次世代へとつながる環境づくりを進めていきます。



望ましい環境像のイメージ図を挿入します



第3節 重点施策

第2章で整理した環境課題の中でも、特に重要性が高く、今後の取組の強化が求められる分野として、以下の3点を重点施策に位置づけます。

- ・脱炭素社会の実現
- ・ごみの減量化と適正処理
- ・野生動物との共生（有害鳥獣被害への対応）

これらは、地球規模の環境変化や地域の暮らしに直結し、市民の優先度の高い課題です。環境の保全にとどまらず、地域の安全、経済活動、市民の生活の質にも深く関わっています。これまでの取組を踏まえつつ、今後はより計画的かつ効果的に対応を進めていくことで、基本理念および望ましい環境像の実現につなげていきます。

第4節 施策の体系

本計画では、第2章で整理した地域特性や環境課題、そして基本理念を踏まえ、望ましい環境像「未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた」を実現するための施策体系を構築しました。あわせて、地域課題への対応に加え、地球規模の課題に取り組むことを重要な柱とし、国際的な潮流に沿った取組を通じて、地域力や誇りを高め、経済的・社会的な豊かさをもたらすことを目指します。この体系は、「健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承する」という新発田市環境基本条例の基本理念に基づき、環境と社会の両面から持続可能な地域を築くための総合的な枠組みです。

体系には、近年の課題に対応する重点施策として「脱炭素社会の実現」「ごみの減量化と適正処理」「野生動物との共生」を位置づけるとともに、自然環境の保全や生活環境の安全確保など、地域に根ざした取組も含めています。さらに、市民のウェルビーイング向上を目指し、魅力あるまちづくりや心地よい暮らしの実現に関する施策も加えています。

これらの取組は、市民・事業者・行政の連携と協働が不可欠です。特に「脱炭素社会の実現」や「ごみの減量化と適正処理」は、国内政策においても喫緊の課題であり、市として重点的に取り組む必要があります。そのため、体系図ではこれらを先頭に配置し、今後の方向性を明確に示しています。



【施策体系】

望ましい環境像	長期目標	施策目標	施 策
未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた	脱炭素のまち	(1) 再エネ・省エネの推進	① 再生可能エネルギーの導入促進 ② 省エネルギーの導入推進 ③ 環境と調和したまちの形成 ④ 自然資源等を活用した吸収源対策
		(2) 気候変動への適応	① 農業・林業への対策 ② 自然災害への対策 ③ 熱中症等対策
	資源循環のまち	(1) ごみの減量・資源循環	① ごみの発生抑制（リデュース） ② 再利用の推進（リユース） ③ 再資源の推進（リサイクル）
		(2) ごみの適正処理の推進	① 環境に配慮した消費行動の推進 ② 不法投棄の防止
	自然と共生するまち	(1) 自然環境の保全	① 山岳地の保全 ② 里山の保全 ③ 農地の保全
		(2) 生物多様性の保全	① 野生動物との共生 ② 生物の生息環境の保全
	快適に生活できる まち	(1) 大気環境の保全	① きれいな空気の確保 ② フロン類の適正な管理 ③ 悪臭防止対策の実施
		(2) 水環境の保全	① 河川等の水質保全 ② 下水道等の整備
		(3) 地盤環境の保全	① 地下水利用の適正化 ② 汚染のない地下水と土壌の確保
		(4) 騒音と振動の防止	① 自動車交通や工場等の騒音・振動の防止
	魅力的で心豊かに 暮らせるまち	(1) 身近な環境の保全	① 身近な緑の保全 ② 水辺環境の保全 ③ 環境美化の推進
		(2) 魅力的なまちの創造	① 文化財の保護と歴史的景観の保全 ② 環境にやさしい観光地づくり ③ 環境に配慮した開発・整備
		(3) 環境意識の醸成	① 普及・啓発活動の推進 ② 環境教育の推進 ③ 市民、環境団体、事業者等の取組の推進



第5章 望ましい環境像の実現に向けた方針

第1節 施策の基本的な考え方

望ましい環境像の実現に向けて、各長期目標を達成するための施策の方針を示します。

施策の実施による目標の達成度や進捗状況を把握するため、各長期目標における指標を設定します。

さらに、目標の達成に向けて実施する市の取組を示します。

第2節 各長期目標の実現に向けた施策

1 脱炭素のまち

1-1 施策の実施方針

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量を削減する施策（緩和策）と地球温暖化の影響に対応する施策（適応策）を確実に進めます。

地球温暖化による気候変動への理解を深め、魅力的な脱炭素ライフスタイルへの転換を後押しします。

これらの取組は、自然と歴史が息づくまちを守り、将来世代に健全で恵み豊かな環境を継承するうえで欠かせないものです。脱炭素社会の実現は、地域の魅力と調和した持続可能な暮らしを支える重要な基盤となります。

1-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2034（令和14）年度
市域における温室効果ガス削減量	調査中	検討中
市内の再生可能エネルギーによる発電設備容量	調査中	検討中

1-3 市の取組

（1）再エネ・省エネの推進



施策① 再生可能エネルギーの導入促進

◆再生可能エネルギーの導入に向けた普及啓発

- ・再エネの取組や効果を広報媒体で情報発信し、関連セミナーや補助制度の情報を周知します。

◆太陽光発電設備や蓄電池などの導入促進

- ・市民、事業者、農家に対して太陽光発電設備や蓄電池などの導入を補助し、重点エリアでの普及を推進します。
- ・公共施設への太陽光発電設備の設置や、PPA方式の活用を推進します。



◆太陽光以外の再生可能エネルギーの導入促進

- ・施設園芸農家を対象に、再エネ熱利用設備の導入を推進します。
- ・中小水力発電や風力発電、バイオマス発電設備の設置の検討や導入の促進を行います。

◆再生可能エネルギーの活用に向けた取組の推進

- ・再生可能エネルギー由来の電力への切替えを推進します。
- ・事業者の新エネルギー導入を支援するとともに、新エネルギーに関する情報発信や教育を行います。

施策② 省エネルギーの導入促進

◆省エネルギーにつながる行動等の普及・啓発

- ・省エネの取組や効果を広報媒体で情報発信し、関連セミナーや補助制度の情報を周知します。
- ・環境省の「デコ活」や新潟県の「にいがたゼロチャレ30」など、家庭や事業所でできる省エネ行動とその効果を紹介し、行動の実践を促します。

◆省エネルギー設備等の導入促進

- ・市民、事業者、農家に対して空調や照明等の高効率機器の導入や買替を補助し、重点エリアでの普及を促します。
- ・公用車への電気自動車や充電設備の導入を促します。

◆建築物の省エネルギー化の推進

- ・住宅や事業者のZEHやZEB化等に関する情報発信を行います。
- ・公共施設のZEB化や照明のLED化を推進します。

◆環境にやさしいエネルギーへの転換の促進

- ・施設園芸農家を対象に、灯油から地中熱を活用したヒートポンプ等の導入を促進します。

施策③ 環境と調和したまちの形成

◆持続可能な都市とエネルギーシステムの構築に向けた検討

- ・地域単位で再生可能エネルギーを導入し、自立分散型のエネルギーシステムを構築します。

◆環境にやさしい公共交通体系の整備

- ・歩行者や自転車の安全性と利便性を高めるため、市道の整備を推進します。
- ・日常生活を支える公共交通の維持・確保を図るため、効率的かつ利便性の高い公共交通網の形成を図ります。

◆次世代自動車等の普及促進

- ・公用車への電気自動車導入を進め、市内での電気自動車の普及を促進します。
- ・電気自動車の充電設備の整備を進め、市内での電気自動車の利用環境の充実を図ります。

◆緑地の保全と緑化の推進

- ・都市公園等の維持管理を通じて、市街地の緑地の保全を図ります。



施策④ 自然資源等を活用した吸収源対策

◆森林資源の適切な管理及び森林整備

- ・間伐などの造林活動を推進し、健全な森林の育成を図ります。
- ・森林施業を進め、林業経営の基盤づくりと森林資源の有効活用により林業の活性化を図ります。

◆カーボンオフセットの活用に向けた取組の推進

- ・省エネや再エネの導入、森林整備などで削減・吸収したCO₂を見える化し、取引可能にすることで脱炭素社会の実現を後押しします。
- ・森林の植林や保全、農地での炭素貯留を進め、CO₂吸収量を増やします。

(2) 気候変動への適応



施策① 農業・林業への対策

◆農業施設の強靭化と長寿命化

- ・市が管理する農業用施設の維持・修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

◆野生鳥獣による農作物被害の軽減

- ・電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲駆除等を行います。

施策② 自然災害への対策

◆水害・土砂災害リスクの低減

- ・河川や排水路、調整池において、除草や土砂撤去等の維持管理を行うことで、流下能力や調整池の機能確保を図ります。
- ・早期避難を促すため、ハザードマップや防災情報の情報発信、避難訓練の充実など、ソフト対策を強化し、市民が自ら安全を確保できる体制を整えます。

◆雪害への対応力の向上

- ・道路の除雪により、交通の安全確保や通勤通学の安定、緊急時のアクセスなどを確保し、必要に応じて予防的な通行止めを行います。
- ・消融雪施設の維持管理を行うことで、車両や歩行者等の安全な通行を確保します。
- ・屋根の雪下ろし作業の転落防止のため、命綱固定アンカー設置費用を補助し、作業者の安全確保を図ります。

◆情報の活用による災害対応力の向上

- ・市の広報媒体にて、防災・緊急情報を発信します。

◆市民の防災意識と地域防災力の向上

- ・自主防災組織への活動支援や防災訓練の実施を通じて、地域主体の防災対策を推進し、地域防災力の向上を図ります。



施策③ 熱中症等対策

◆気象リスクに対応した健康被害の予防と情報発信

- ・WebサイトやSNS、リーフレット等による市民向けの熱中症予防のための注意喚起や普及啓発を行います。

◆都市の緑地保全による暑さ対策

- ・都市公園等の維持管理を通じて、市街地の緑地の保全を図ります。（再掲）



2 資源循環のまち

2-1 施策の実施方針

資源循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を確実に進めます。

3Rの考え方を広め、分別やリサイクルを徹底し、持続可能なライフスタイルへの転換を後押しします。

これらの取組は、自然環境への負荷を減らし、地域の美しさと歴史を守るうえで欠かせません。資源循環型社会の実現は、心地よい暮らしと地域の魅力を未来へつなぐ重要な基盤となります。

2-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2034（令和14）年度
1人1日当たりの可燃ごみの排出量 (焼却処理量)	調査中	検討中
再生利用率	調査中	検討中
不法投棄の回収量	調査中	検討中

2-3 市の取組

（1）ごみの減量・資源循環



施策① ごみの発生抑制（リデュース）

◆ごみの発生抑制の普及・啓発

- ・食品ロス削減や過剰包装の見直しなど、持続可能な消費行動を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。
- ・市の広報媒体を活用し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する情報を発信することで、市民の意識の向上を図ります。

◆適正なごみの分別の推進

- ・ごみの出し方に関する市民向けの出前講座を通じて、分別ルールの普及啓発を行います。

施策② 再利用の推進（リユース）

◆再利用に関する普及・啓発

- ・リユースショップやフリマアプリの活用など、不用品のリユース方法等を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。

◆再利用製品の利用促進

- ・詰め替え商品やリフィル製品の利用を促進し、製品や資材の再使用を進めます。
- ・リユース家電や中古家具など、再使用できる製品の購入を促進します。



- ・市が一定規模以上の建設工事を行う場合、工事開始前に分別解体などの計画を届け出ることで、建設廃棄物の適正処理を促し、資源の再利用を進めます。

施策③ 再資源の推進（リサイクル）

◆再資源化に関する普及・啓発

- ・資源循環の重要性やリサイクルの効果を広く周知し、市民の理解と参加意識を高めます。
- ・資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）や家電などの再資源化の方法を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。

◆分別収集の徹底

- ・資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）を適正に分別し、決められた方法で排出するよう徹底します。
- ・家電リサイクル法対象品目やパソコンなどの適正な排出方法を広報媒体で情報発信し、再資源化の徹底を図ります。
- ・リサイクルに関する市民向けの出前講座を通じて、分別ルールや適正な排出方法を普及啓発します。

◆資源ごみの回収機会の確保

- ・家庭から排出される資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）を収集し、資源化を図ります。
- ・白色トレイや紙パック、電池などについて、スーパーや公共施設に設置した指定回収場所を活用し、市民が排出しやすい環境を整えます。

◆有機資源の再資源化の推進

- ・家庭から排出される生ごみを分別収集し、堆肥化を行います。
- ・学校給食の食品残渣や家畜排泄物、もみ殻などを堆肥化し、学校菜園や農地で活用することで地域の食育を促進します。
- ・市民に対して、生ごみ処理機等の購入を行い、家庭での堆肥化を推進します。

◆プラスチックなどのリサイクルシステムの構築の検討

- ・プラスチックのリサイクル化に向けて、検討を進めます。

（2）ごみの適正処理の推進



施策① 環境に配慮した消費行動の推進

◆環境配慮型ライフスタイルや消費行動の普及・啓発

- ・食品ロス削減や過剰包装の見直しなど、持続可能な消費行動を推進します。
- ・マイバッグやマイボトルの利用など、使い捨てを減らすライフスタイルを推進します。
- ・地産地消やリユースの促進など、地域資源を活かした行動を推進します。



◆環境教育・情報提供による意識の醸成

- ・食育や環境学習を通じて、食品ロス削減や資源循環の重要性を理解する機会を提供します。
- ・広報媒体を活用し、持続可能な消費行動に関する情報を発信します。
- ・国や県の取組（デコ活、にいがたゼロチャレ30）と連携し、行動変容を促します。

◆地域でのごみ出しの適正化、事業所周辺でのごみ散乱防止の推進

- ・ごみの分別や指定袋の使用、収集日の遵守など、適正な排出を推進します。
- ・事業所におけるごみ散乱防止を促進し、自動販売機等の回収容器設置を推進します。
- ・地域全体で環境美化を図るため、条例や啓発活動により不法投棄やポイ捨て防止を推進します。

施策② 不法投棄の防止

◆不法投棄に関する市民・事業者への普及・啓発

- ・不法投棄は犯罪であることや法令・罰則を周知します。
- ・啓発看板の設置や広報活動により、未然防止を図ります。
- ・地域や事業者と連携した環境美化活動を通じて啓発を進めます。

◆財政負担、環境負荷等の見える化

- ・不法投棄や分別の不徹底に起因する財政負担・環境負荷を周知し、適切なごみ処理の啓発・推進を図ります。

◆関係機関との連携による違反者への指導等の徹底

- ・警察や新潟県と連携し、不法投棄の通報体制を整備します。
- ・新発田地域広域事務組合や市の関係部署と情報を共有し、違反者への厳正な指導・処分を徹底します。
- ・関係機関と協力して現場確認や調査を行い、再発防止に向けた対応を進めます。

◆不法投棄防止のための監視・啓発

- ・不法投棄が発生しやすい場所を把握し、定期的なパトロールを行います。
- ・啓発看板の設置や土地の適正管理（柵・ロープ設置、草刈り）を促し、未然防止を図ります。
- ・不法投棄を発見した場合は、警察や県のホットラインへの通報を徹底し、地域ぐるみで防止体制を強化します。

◆不法投棄ごみの早期発見・早期回収

- ・里山や水辺などで定期的な巡回や地域活動を通じて、不法投棄ごみを早期に発見します。
- ・発見したごみは、関係機関や地域と連携して速やかに回収し、生活環境の悪化を防ぎます。

◆大クリーン作戦の開催及び各団体の環境美化活動支援

- ・市主催の大クリーン作戦を継続的に開催し、地域全体で環境美化を推進します。
- ・海岸清掃や地区清掃など、各団体の自主的な美化活動を支援し、地域の魅力向上と不法投棄防止につなげます。



3 自然と共生するまち

3-1 施策の実施方針

自然と共生する社会の実現に向け、山岳や里山、農地などの自然環境の保全と、生物の生息環境の保全を確実に進めます。

野生動物との共生や生物多様性の保全への理解を深め、地域の自然を守りながら、持続可能な暮らしへの転換を後押しします。

3-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2034（令和14）年度
有害鳥獣による農作物被害額	調査中	検討中

3-3 市の取組

(1) 自然環境の保全	
施策① 山岳地の保全	
◆地形の改変による自然災害の防止	
<ul style="list-style-type: none">・国や県と連携し、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定やハザードマップ整備を進め、危険区域での無秩序な開発を防ぎます。・国や県と連携し、急傾斜地や地すべり危険箇所で法面工事や治山施設の整備を進め、斜面の安定化と土砂災害の防止を図ります	
◆森林の維持管理の実施	
<ul style="list-style-type: none">・山岳地の森林で間伐などの造林活動を進め、健全な森林の維持管理を図ります。・山岳地における森林施業を推進し、林業経営の基盤を整え、森林資源の有効活用により林業の活性化を図ります。	
◆開発行為による動植物への影響の配慮	
<ul style="list-style-type: none">・山岳地での開発や整備は、希少な動植物や自然環境への影響を事前に確認し、必要な保全措置を講じます。・関係法令に基づき、開発行為の許可や指導を行い、生態系の保全を図ります。	
◆貴重な動植物の保護	
<ul style="list-style-type: none">・湿地や自然林に生育する貴重な動植物を守るため、競合する植生の管理や生育環境の保全を進めます。・貴重な動植物の生息状況を把握する調査を継続し、適切な管理を行います。・ニホンカモシカなどの天然記念物の適正な保護を行います。	



施策② 里山の保全

◆里山林における植林と維持管理（下草刈り、間伐など）の実施

- ・地域住民等の活動組織による貴重な動植物の保全活動を支援します。
- ・地域で行われる天然記念物や希少種の保護活動を支援し、適正な管理を促進します。

◆自然と触れ合う場としての活用

- ・地域住民等の活動組織による里山を活用した自然体験や環境学習の取り組みを支援します。

施策③ 農地の保全

◆減農薬・減化学肥料の取組

- ・環境負荷低減に配慮した栽培方法を推進し、減農薬・減化学肥料の取組を支援します。
- ・土壤診断や有機資源の活用による土づくりを進め、健全な農地環境を維持します。

◆有機資源の循環活用（食物残渣・家畜排泄物等）

- ・食物残渣や家畜排泄物等を堆肥化し、地域内で循環利用する仕組みを強化します。
- ・有機資源センターを活用し、資源循環型農業を推進します。

◆農業施設（用水路等）の多自然化への配慮

- ・農業用水路やため池などの整備において、生態系に配慮した設計や管理を推進するため、土地改良区や地域団体の取組を支援します。
- ・施設改修時には、自然型護岸やビオトープ化など、多自然型工法の導入を促進します。

◆地産地消の推進

- ・地域で生産された農産物の利用拡大を図り、農地の有効活用と耕作放棄地の防止により、農地の健全な保全を促進します。
- ・学校給食や地域イベントでの地場産食材の活用を進め、地域農業の持続性と食育の充実を図ります。

（2）生物多様性の保全



施策① 野生動物との共生

◆野生動物との住み分け（緩衝帯の設置）

- ・地域住民等の活動組織による緩衝帯の整備や放任果樹の除去など、野生動物との住み分けを図る取組を支援します。
- ・鳥獣被害防止と自然環境の調和を目指し、地域ぐるみの環境整備を促進します。

◆野生動物個体数の適正管理

- ・農作物や人への被害を防ぐため、ニホンザルやイノシシなどの個体数を計画的に管理します。
- ・猟友会や地域と協力し、捕獲や調査を行い、科学的データに基づいて適正管理を推進します。



◆有害鳥獣による被害防止に向けた体制整備

- ・猟友会や地域組織と連携し、捕獲や監視の協力体制を整えます。
- ・農業者や自治会と協力し、役割分担や維持管理の仕組みを作ります。
- ・被害情報を共有するため、地域ごとの連絡会を開催します。

◆有害鳥獣に関する情報発信

- ・クマの出没情報を迅速に発信し、注意喚起を行います。
- ・農作物被害や捕獲状況などを市民にわかりやすく伝えます。
- ・SNS や防災無線など複数の手段で情報を届けます。

◆有害鳥獣による農地・農作物被害との軽減

- ・電気柵や防護ネットの設置を支援します。
- ・地域での見回りや監視体制を強化します。
- ・猟友会と連携し、イノシシやシカなどの捕獲を推進します。
- ・被害状況を把握し、効果的な対策を検討します。

施策② 生物の生息環境の保全

◆絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護及び回復

- ・市内で確認されている絶滅危惧種の情報を把握し、保護に向けた取組を推進します。
- ・湿地や里山などの自然環境を保全するため、水質改善や植生回復、里山の下草刈りや間伐などの管理を推進します。

◆外来種やペットの自然界への放出の防止

- ・市内で確認されたアライグマやハクビシンなどの外来種について、目撃情報の収集や防除・捕獲を計画的に推進します。
- ・ペットの適正飼育について、市民への普及啓発活動を行います。

◆動植物生息・生育状況の調査の実施

- ・河川や湿地の生物調査について、地域団体や学校と連携し、市が支援・調整を行います。
- ・市民や学校が参加する調査活動を推進し、結果を環境施策に活用します。

◆開発行為による影響の配慮

- ・開発や土地利用の際には、生物多様性への影響に配慮します。

◆生物多様性に関する情報発信

- ・市の広報やイベントを通じて、自然や生きものの魅力を発信します。
- ・学校や地域での環境学習を支援し、生物多様性の理解を深めます。



4 快適に生活できるまち

4-1 施策の実施方針

大気・水・地盤などの環境を保全し、騒音や振動のない暮らしを確保し、快適な生活環境を守ります。

4-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2034（令和14）年度
新発田川のBOD（75%値）	調査中	検討中
下水道普及率（汚水処理人口普及率）	調査中	検討中

4-3 市の取組

(1) 大気環境の保全	
施策① きれいな空気の確保	
◆大気汚染の監視・情報伝達	
・PM2.5や光化学オキシダントを県が常時監視し、注意報発令時には市が情報を周知します。 ・監視結果を分析し、汚染源を特定して排出規制や技術改善などの対策を講じます。 ・情報提供により、市民や企業の環境意識を高め、排出抑制につなげます。	
◆工場・事業所等に対する指導	
・法令や条例に基づき、大気汚染に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。 ・大気汚染防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。 ・大気汚染防止設備の導入を資金支援により促進します。	
◆公共交通機関の利用促進	
・コミュニティバスやデマンド交通など、地域の公共交通の利便性を向上することにより、自家用車の利用を抑制し、排出ガスの削減につなげます。	
◆次世代自動車等の普及促進	
・電気自動車やハイブリッド車の普及を促進するため、充電設備の整備や利用に関する情報を周知し、導入を支援します。	
施策② フロン類の適正な管理	
◆フロン類の適正管理の啓発	
・市のWebサイトでオゾン層保護に関する情報を発信し、事業者や市民にフロン類の適正管理を普及啓発します。	



◆フロン類使用設備の適正管理

- ・府内機器についてフロン排出抑制法に基づく点検を毎年通知し、機器の適正管理と廃棄時の回収・処理を徹底します。

◆ノンフロン製品の購入

- ・冷媒にフロン類を使用しない製品の選択を促し、環境負荷の低減を図ります。

施策③ 悪臭防止対策の実施

◆野焼きの防止

- ・広報や啓発活動を通じて野焼き防止を呼びかけ、廃棄物の適正処理や火災リスクの低減を図ります。
- ・野焼き防止に関する情報を周知し、地域の環境意識の向上を促します。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・法令や条例に基づき、悪臭防止に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・悪臭防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・悪臭防止設備の導入を資金支援により促進します。

(2) 水環境の保全



施策① 河川等の水質保全

◆水質汚染の監視（河川等の水質検査）

- ・必要な中小河川の水質調査を実施し、関係機関と連携して監視体制を強化します。
- ・油漏れなど異常水質事案が発生した場合、迅速に対応し、河川等の水質保全を図ります。

◆工場・事業所等に対する指導

- ・法令や条例に基づき、水質に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・水質汚染防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・水質保全に必要な設備導入を資金支援により促進します。

施策② 下水道・合併浄化槽の整備

◆下水道の整備

- ・下水道の整備を進め、生活排水を適切に処理することで、水質汚濁防止と環境衛生の向上を図ります。
- ・接続により、悪臭や害虫の発生を減らし、公共用水域の水質保全に貢献します。

◆合併浄化槽の設置

- ・下水道未整備地域では、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による水道水源や河川の汚濁防止を図ります。
- ・設置に必要な支援を行い、普及を促進します。



◆下水道接続・合併浄化槽設置に向けた普及・啓発

- ・広報や説明会を通じて、下水道接続や浄化槽設置の重要性を周知し、地域全体で環境保全への理解を深めます。
- ・下水道接続や浄化槽設置による効果（悪臭防止、水質保全、美しい自然の保全）をわかりやすく伝えます。

(3) 地盤環境の保全



施策① 地下水利用の適正化

◆地盤沈下の調査

- ・関係機関と連携し、計画的な水準測量を実施して地盤沈下の状況を把握・監視します。

施策② 汚染のない地下水と土壤の確保

◆土壤汚染の監視

- ・関係機関と連携し、土壤汚染の状況を把握するための調査を行い、必要な対策を講じます。

◆工場・事業所等への指導

- ・公害防止協定に基づき、土壤や地下水の汚染防止を指導します。

◆地下水汚染に対する安全対策

- ・地下水の安全確保のため調査・監視を行い、必要に応じて対策を実施します。
- ・紫雲寺地区の調査を継続し、必要性や方法を見直して効果的な管理を図ります。

(4) 騒音と振動の防止



施策① 自動車交通や工場等の騒音・振動の防止

◆騒音・振動の監視

- ・自動車騒音常時監視や環境騒音測定を実施し、騒音・振動の状況を把握・監視します。

◆騒音・振動の発生防止

- ・騒音・振動の基準を遵守するため、必要な対策を講じ、発生の未然防止を図ります。

◆土地利用の適正化

- ・住宅地や工業地の配置に配慮し、騒音・振動の影響を軽減する土地利用を推進します。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・公害防止協定に基づき、騒音・振動防止のための規制や指導を行います。

◆環境にやさしい公共交通体系の構築の検討

- ・ノーマイカーデーの実施や公共交通・自転車利用の促進により、自動車交通による騒音・振動の低減を推進します。



5 魅力的で心豊かに暮らせるまち

5-1 施策の実施方針

魅力的で心豊かに暮らせる社会の実現に向け、身近な緑や水辺などの環境を守り、文化財や歴史的景観を大切にしながら、環境にやさしいまちづくりを進めます。

また、市民や事業者、環境団体などが協力し、環境意識を高める取組を広げることで、地域の魅力を活かした持続可能な暮らしへの転換を後押しします。

5-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2034（令和14）年度
大クリーン作戦で収集されるごみの量	調査中	
自然資源を活かした観光地への 来訪者数	調査中	検討中

5-3 市の取組

(1) 身近な環境の保全	 
施策① 身近な緑の保全	
◆都市景観と調和した街路樹や緑の多い公園等の整備	
・街路樹や公園の緑を計画的に整備し、緑豊かな都市景観を守ります。	
◆工業地域における緑地帯の整備	
・工場立地法に基づき、工場の新設・増設時に緑地と環境施設の一定面積を確保する届出制度を実施し、緑の保全に努めます。	
◆公共施設・市有地における緑化と管理	
・公共施設で率先して緑化を推進するとともに、市有地の草刈りや樹木管理を適切に行い、緑を維持し、良好な景観を保ちます。	
施策② 水辺環境の保全	
◆自然に配慮した水辺環境の整備	
・河川や水路の整備にあたり多自然型工法を取り入れ、公園整備では水辺空間を保全・形成し、自然と触れ合える場を確保します。	
◆水辺環境の保全と良好な河川環境を推進するための関係機関・団体との連携	
・福島潟の保全に向け、「クリーン作戦」や「ヨシ焼き」などの取組を関係機関と連携して進めます。	
施策③ 環境美化の推進	
◆環境美化に対する意識啓発	



- ・「大クリーン作戦」や自治会の清掃活動を支援し、ボランティア袋の無償提供や不燃ごみの回収を行うことで、環境美化への意識を高めます。

◆空き地・空き家の適正管理

- ・空き地や空き家の適正管理を進め、景観の悪化や不法投棄を防ぎます。

(2) 魅力的なまちの創造



施策① 文化財の保護と歴史的景観の保全

◆歴史的建造物や史跡の保護

- ・指定文化財の修理事業に対して補助金を交付し、歴史遺産の適正な保存を支援します。

◆歴史的建造物や史跡と調和のとれた景観の整備

- ・新発田市景観計画に基づき、歴史的景観や自然景観と調和した美しい街並みを守り、魅力的な景観形成を促進します。

◆歴史的街並みの保護と整備

- ・新発田城周辺や寺町通りで、石畳や水路の整備、寺院の木塀改修などを進め、歴史的街並みを保全します。

◆歴史的街並みを活用した城下町らしさの演出

- ・寺町通りでの「寺びらき」など、歴史的景観を活かしたイベントや交流の場づくりを推進し、城下町の魅力を発信します。

施策② 環境にやさしい観光地づくり

◆グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進

- ・観光パンフレットや町あるきマップで、徒步やレンタサイクルなど環境負荷の少ない移動手段を紹介し、環境にやさしい観光を普及啓発します。
- ・農薬や化学肥料に過度に頼らずに環境負荷低減を図る有機農業を推進する「食の循環」の取組と、有機農業の産地づくりを進める「オーガニック SHIBATA」の取組を題材としたプログラムを提案し、豊かな自然環境を保全する意識を醸成する教育旅行などを推進します。

施策③ 環境に配慮した開発・整備

◆周辺環境への配慮

- ・都市計画マスタープランに基づき周辺環境への影響を最小限に抑え、持続可能な都市づくりを進めます。

◆生態系保全を考慮した開発・整備

- ・磐梯朝日国立公園や五頭連峰などの自然環境に配慮し、生物多様性を守るために、水路整備や農地管理で生態系保全を考慮します。



(3) 環境意識の醸成



施策① 普及・啓発活動の推進

◆情報発信と行動指針の周知

- ・市の広報媒体で、環境に関する取組やイベント情報を発信します。
- ・市民や事業者が環境に配慮した行動を選択できるよう、行動指針をわかりやすく整理し、広報やイベントを通じて周知します。

◆参加型イベントと啓発活動

- ・環境啓発イベントを開催し、学校や地域団体による環境活動の発表や、環境に関するコンテストの表彰などを行います。
- ・事業所による地域清掃活動を紹介し、市がごみ袋の提供などで支援することで、取組の広がりを促します。

◆啓発ツール・コンテンツの活用

- ・省エネや温室効果ガス削減につながる取組を推進し、公共施設や教育機関などで実践できる仕組みを整えます。
- ・取組を通じて、地球温暖化対策や環境保全の重要性を広く啓発します。

施策② 環境教育の推進

◆学校教育との連携による環境学習の充実

- ・学校教育と連携し、環境保護や資源循環、農作物の栽培など、身近なテーマを取り入れた学習を進めます。
- ・児童生徒が環境への理解を深め、持続可能な社会づくりに貢献できる力を育むため、各学校の状況に応じた環境教育の充実を図ります。

◆幅広い世代に対する環境教育の機会の確保

- ・講座や体験型イベントを開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が自然や資源の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ・地域活動や団体との連携を強化し、家庭や職場でも環境に配慮した行動が広がるよう啓発を進めます。

施策③ 市民、環境団体、事業者等の取組の推進

◆主体的な環境活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う清掃活動や環境保全活動を支援し、取組の広がりを促します。
- ・活動内容や事例を広報媒体で紹介し、情報発信を通じて同様の取組を広げます。



◆協働による地域の環境保全活動の推進

- ・海岸清掃や河川清掃などの活動に加え、プラスチックごみによる海洋汚染など環境課題に関する情報発信を行い、参加者の意識啓発を図ります。
- ・市民、環境団体、事業者が協働して地域の環境保全に取り組む仕組みを整えます。

◆市の環境の取組への参画の促進

- ・脱炭素や省エネなど、環境負荷低減に向けた企業・団体との連携を強化し、温室効果ガス削減に向けた取組を推進します。
- ・建設工事における分別解体や資源再利用の計画を促し、廃棄物の適正処理と環境負荷の軽減を図ります。



第6章 市民・事業者の行動指針

第5章で提示した環境施策を着実に推進するためには、市とともに施策の担い手となる市民や事業者が、それぞれの立場で主体的に取り組むことが不可欠です。そこで本計画では、市民および事業者が日常生活や事業活動の中で実践できる具体的な取組を「行動指針」として示し、環境施策の実効性を高めることを目指します。

これらの行動指針は、市民や事業者が日々の暮らしや業務の中で取り組みやすく、行動に移しやすいよう、より実践的でわかりやすい枠組みで整理しています。そのため、第4章で示した5つの長期目標に基づく施策体系とは異なる構成となっています。

また、各行動指針と5つの長期目標との対応関係を示すことで、施策体系との関連性を明確にしています。



第1節 市民の行動指針

長期目標 1 2 3 4 5

① 脱炭素につながる選択と工夫をしましょう	長期目標 1 2 3 4 5			
・省エネ家電に切り替え、エアコンの温度設定を工夫しましょう	<input type="radio"/>			
・公共交通や自転車、徒歩で移動しましょう	<input type="radio"/>			
・太陽光発電など再生可能エネルギーを活用しましょう	<input type="radio"/>			
・エコ商品や地元産のものを選びましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・「デコ活」や「ゼロチャレ30」の行動を参考にして、できることから始めましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・エコドライブを心がけましょう	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
② ごみを減らし資源を循環させましょう	長期目標 1 2 3 4 5			
・マイバッグやマイボトルを使い、使い捨てを減らしましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・食品ロスを減らす買い方・食べ方を心がけましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・ごみの分別を徹底し、資源ごみはリサイクルにつなげましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
・生ごみは水切りをしてから捨てましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・まだ使えるものはリユースしましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・修理して使い続ける工夫をしましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
③ 自然と共に生きるために、環境を守り、災害に備えましょう	長期目標 1 2 3 4 5			
・庭やベランダ、地域の緑化など、緑を増やす活動に参加しましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
・外来種を野外に放さないようにし、生態系を守りましょう	<input type="radio"/>			
・鳥獣による農作物被害を防ぐため、地域で情報を共有しましょう	<input type="radio"/>			
・森林や水辺の保全活動に参加しましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・ハザードマップを確認し、避難行動を考えておきましょう	<input type="radio"/>			
・熱中症を防ぐため、こまめに水分をとり、日陰や冷房を活用しましょう	<input type="radio"/>			
④ 自然・歴史・産業を活かして地域を元気にしましょう	長期目標 1 2 3 4 5			
・地域の自然・観光資源を大切にしましょう	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
・地元の農産物や伝統工芸を選び、地域経済を応援しましょう	<input type="radio"/>			
・地産地消を進めて、地域を元気にしましょう	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
・地域の歴史や文化を学び、次の世代に伝えましょう	<input type="radio"/>			
⑤ 地域や家族と協力して、学び、伝えましょう	長期目標 1 2 3 4 5			
・家族や友人と一緒にエコな暮らしを実践しましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・地域の清掃活動や環境イベントに参加し、学校や地域団体、企業との連携にもつなげましょう	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
・SNSや地域の場で環境への思いや行動を伝えましょう	<input type="radio"/>			

長期目標の凡例

1. 脱炭素のまち、2. 資源循環のまち、3. 自然と共生するまち、4. 快適に生活できるまち、5. 魅力的に心豊かに暮らせるまち



第2節 事業者の行動指針

長期目標 1 2 3 4 5

① 環境にやさしい経営を進めましょう				
・太陽光発電や省エネ機器の導入を進めましょう	<input type="radio"/>			
・環境マネジメント（ISO14001など）の導入を検討しましょう	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
・脱炭素ライフスタイルを支援する商品・サービスを提供しましょう	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
・社内の省エネ・節電の取り組みを推進しましょう	<input type="radio"/>			
② 事業活動の中で資源を大切にしましょう				
・ごみの分別・リサイクルを徹底しましょう	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
・使い捨てを減らし、リユース・リペアを促進しましょう	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
・商品や包装の環境配慮（簡易包装・再生材使用など）を進めましょう	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		<input type="radio"/>
・食品ロス削減や廃棄物の発生抑制に取り組みましょう	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
③ 地域の自然と調和した事業活動を心がけましょう				
・緑化や清掃活動など地域環境の保全に協力しましょう	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
・外来種の拡散防止や生態系保全に配慮しましょう	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
・災害時の事業継続計画（BCP）を整備しましょう	<input type="radio"/>			
・熱中症対策や従業員の健康管理を徹底しましょう	<input type="radio"/>			
④ 地域とともに成長する企業を目指しましょう				
・地元産品や伝統工芸の活用・販売を促進しましょう	<input type="radio"/>			
・地産地消を意識した商品開発やサービス提供を行いましょう	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
・地域の歴史・文化を活かした観光やまちづくりに参画しましょう	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
・空き店舗や遊休資産の活用による地域活性化に取り組みましょう	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
⑤ 地域と連携し、持続可能な社会づくりに貢献しましょう				
・地域団体・学校・行政との連携による環境活動に参加しましょう	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
・環境イベントや地域清掃活動を通じて企業の姿勢を発信しましょう	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>

長期目標の凡例

1. 脱炭素のまち、2. 資源循環のまち、3. 自然と共生するまち、4. 快適に生活できるまち、
5. 魅力的で心豊かに暮らせるまち



第7章 計画の推進体制

第1節 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことが重要です。中でも市は、施策の実施主体として、率先して環境施策を進める責任を担っています。

推進体制は次の3つの柱で構成します。

◆市による推進

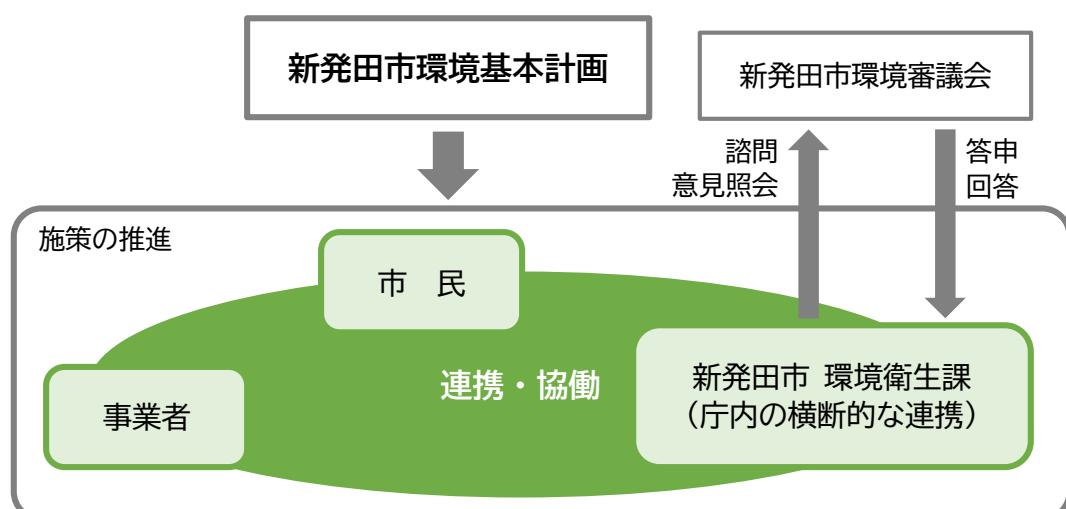
市は、環境施策の方向性を示し、情報提供・普及啓発・支援制度の整備を通じて市民や事業者の主体的な取組を後押しします。また、関係部局の横断的な連携を図り、庁内で施策を一体的に進めます。さらに、計画の進捗状況を年次報告として取りまとめ、公表することで、透明性を確保します。

◆新発田市環境審議会による検証

計画の進捗や成果を検証し、必要に応じて改善提案を行います。第三者的な視点で評価することで、計画の信頼性を高めます。

◆市民・事業者との協働

行動指針を通じて主体的な取組を促し、情報共有やイベントなど協働の場をつくります。

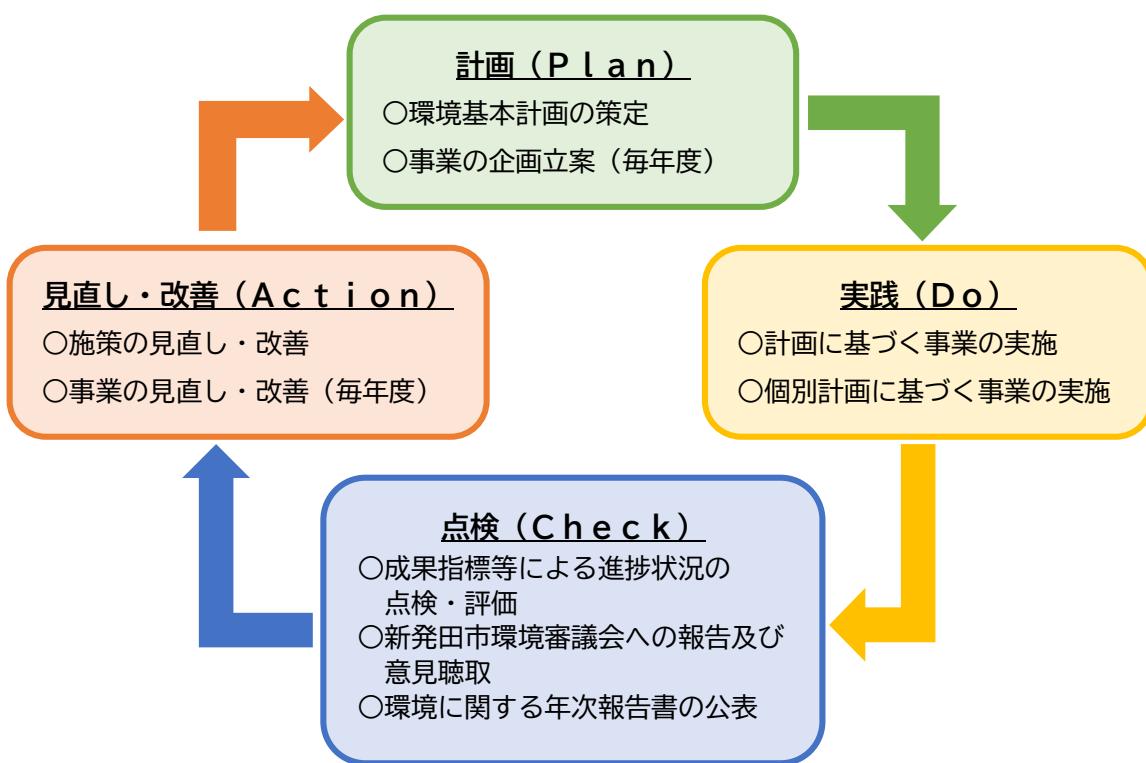


第2節 進行管理

本計画は、毎年度の進捗状況を確認しながら、P D C Aサイクルに基づいて着実に推進します。

具体的には、市の担当課である環境衛生課が、別冊で設定する施策ごとの成果指標を用いて進捗を評価し、新発田市環境審議会への報告や意見聴取を行ったうえで、市のWebサイトにて公表します。その結果を踏まえ、中間年度である令和11年度に計画の内容を見直し、改善を図ります。

この仕組みにより、計画の実効性を確保し、社会情勢や環境課題の変化に柔軟に対応できる体制を整えます。



資料編

- 補足資料
- 新発田市環境基本計画策定体制
- 新発田市環境基本条例
- 環境基準
- 用語の解説
- アンケート調査結果

パブリックコメントの素案では添付していません

